

水 質 汚 濁 防 止 法

に基づく 届出(申請)の手引き

山梨県生活環境の保全に関する条例

平成 1 4 年 1 月

(令和 7 年 7 月一部改正)

山 梨 県

(余白)

目 次

第 1	水質汚濁防止法の概要	1
第 2	山梨県生活環境の保全に関する条例 (汚水に係るもの) の概要	3
第 3	届出等の概要	
1	水質汚濁防止法	4
2	山梨県生活環境の保全に関する条例 (指定工場)	9
3	山梨県生活環境の保全に関する条例 (条例特定施設)	1 1
第 4	届出書及び申請書の提出先	1 3
第 5	届出 (申請) 後の注意	1 4
第 6	小規模・未規制事業場について	1 6
資 料		
表 1	水質汚濁防止法に定める特定施設	1 7
表 2	山梨県生活環境の保全に関する条例に定める指定工場	2 5
表 3	山梨県生活環境の保全に関する条例に定める特定施設	2 5
表 4	特定事業場 (水質汚濁防止法) の排出水に係る規制基準	2 6
表 5	構造等に関する基準	3 3
表 6	有害物質一覧	5 0
表 7	指定物質一覧	5 1
表 8	罰則	5 3

記入例

特定施設設置届（有害物質使用特定施設に該当しない場合）	5 4
特定施設設置届（有害物質使用特定施設に該当する場合）	6 8
有害物質貯蔵指定施設設置届	7 8
氏名等変更届書	8 8
特定施設使用廃止届出書	9 0
承継届出書	9 1
届出様式	9 3

第1 水質汚濁防止法の概要

1 目 的

この法律は、工場及び事業場（以下、工場等という。）から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって公共用水域及び地下水の水質の汚濁防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。

したがって、この法律には、規制の対象となる施設やその届出内容及び排出水に係る水質の基準（「排水基準」という。）並びに排水基準違反に対する罰則などが定められています。

また、水質汚濁防止法が改正され、平成24年6月1日より、届出の対象となる施設が新たに追加されるとともに、有害物質による地下水汚染を防止するための施設の構造に関する基準などが追加されました。

2 規制の対象となる施設

有害物質を含み、または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある汚水又は廃液を排出する施設を、政令で「特定施設」として定めています。

特定施設は、表1（p17～24）のとおりです。

また、「特定施設」のうち、有害物質（（表6）p50）の製造、使用又は処理を目的とする特定施設を「有害物質使用特定施設」といいます。

これらの特定施設を設置している工場等を「特定事業場」といいます。

さらに、有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設を「有害物質貯蔵指定施設」といいます。

3 排水基準

特定事業場が河川・湖沼等の公共用水域に排出水を排出する場合、水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例第20条（いわゆる上乗せ排水基準）に定められた排水基準を遵守しなければなりません。

排水基準は、表4（p26～31）のとおりです。

排水基準には、既設の特定事業場に係る排水基準と新設の特定事業場に係る排水基準があり、既設の特定事業場に係る排水基準は、新設の特定事業場に係る排水基準に比べ緩い排水基準が設定されていますが、既設の特定事業場の設置者は、特定施設の更新時等を契機に、新設の排水基準に近づけるよう努めてください。

特定事業場の排水口において、排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認められるときは、知事は、期限を定めて、施設の改善を命じたり、排出水の排出を一時停止するよう命じることができます。

4 構造等に関する基準

水質汚濁防止法の改正により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該施設の設置場所の床面及び周囲、当該施設に付帯する配管等及び排水溝等、地下貯蔵施設について、有害物質を含む水の地下浸透を防止するための構造、設備及び使用の方法に関する基準（以下「構造等に関する基準」という。）を遵守しなければならないこととなりました。

5 届 出

特定事業場から排出水を排出する事業者は、必要な届出を行わなければなりません。

下水道に接続している工場等であっても、冷却水や雨水を公共用水域に排出する場合は届出が必要です。併せて下水道管理者への届出も必要です。

また、水質汚濁防止法の改正により、排出水を公共用水域に排出しない場合であっても、有害物質使用特定施設を設置する場合には、届出が必要となりました。さらに、有害物質貯蔵指定施設を設置する場合にも、届出が必要となりました。

届出の内容については、「第3 届出等の概要」をご覧ください。

6 罰 則

必要な届出をしなかったり、命令に従わなかった者等に対する罰則の規定があります。

（表8（p 53））

第2 山梨県生活環境の保全に関する条例の概要

(汚水に係るもの)

1 目 的

この条例は、公害その他の生活環境の保全上の支障の防止のための措置並びに日常生活及び事業活動における環境への負荷の低減を図るための措置に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全を目的とする法令と相まって、生活環境の保全に関する施策を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

したがって、水質汚濁防止法で定める特定施設以外の施設（以下、「条例特定施設」という。）や、指定工場を定め規制するとともに、法特定事業場に対する「上乗せ排水基準」を定めて、さらなる県民の健康で文化的な生活の確保を図っています。

2 対象施設等

指定工場（汚水に係るもの）

人の健康又は生活環境を著しく阻害する汚水を排出させるおそれがある作業をする工場等であって規則で定めるもの。（表2（p25））

条例特定施設（汚水に係るもの）

工場等に設置される施設のうち、汚水を排出させる施設であって規則で定めるもの。（表3（p25））

3 排水基準

指定工場及び条例特定施設を設置している工場等について、それぞれ、山梨県生活環境の保全に関する条例により、排水基準が定められています。

基準値については、山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則をご覧ください。

規則別表第四（第八条関係）規制基準

- | | |
|---------------|-------------|
| 一 指定工場に係る規制基準 | 2 汚水に係る規制基準 |
| 二 特定施設に係る規制基準 | 3 汚水に係る規制基準 |

指定工場及び条例特定施設に係る排水基準にも、既設の工場等に係る排水基準と新設の工場等に係る排水基準がありますので、既設の工場等の設置者は、特定施設の更新時等を契機に、新設の排水基準に近づけるよう努めてください。

4 申請及び届出

指定工場から排出水を排出する事業者は、必要な許可申請等を行わなければなりません。また、条例特定施設を設置する工場等についても、必要な届出を行わなければなりません。申請及び届出の内容については、「第3 届出等の概要」をご覧ください。

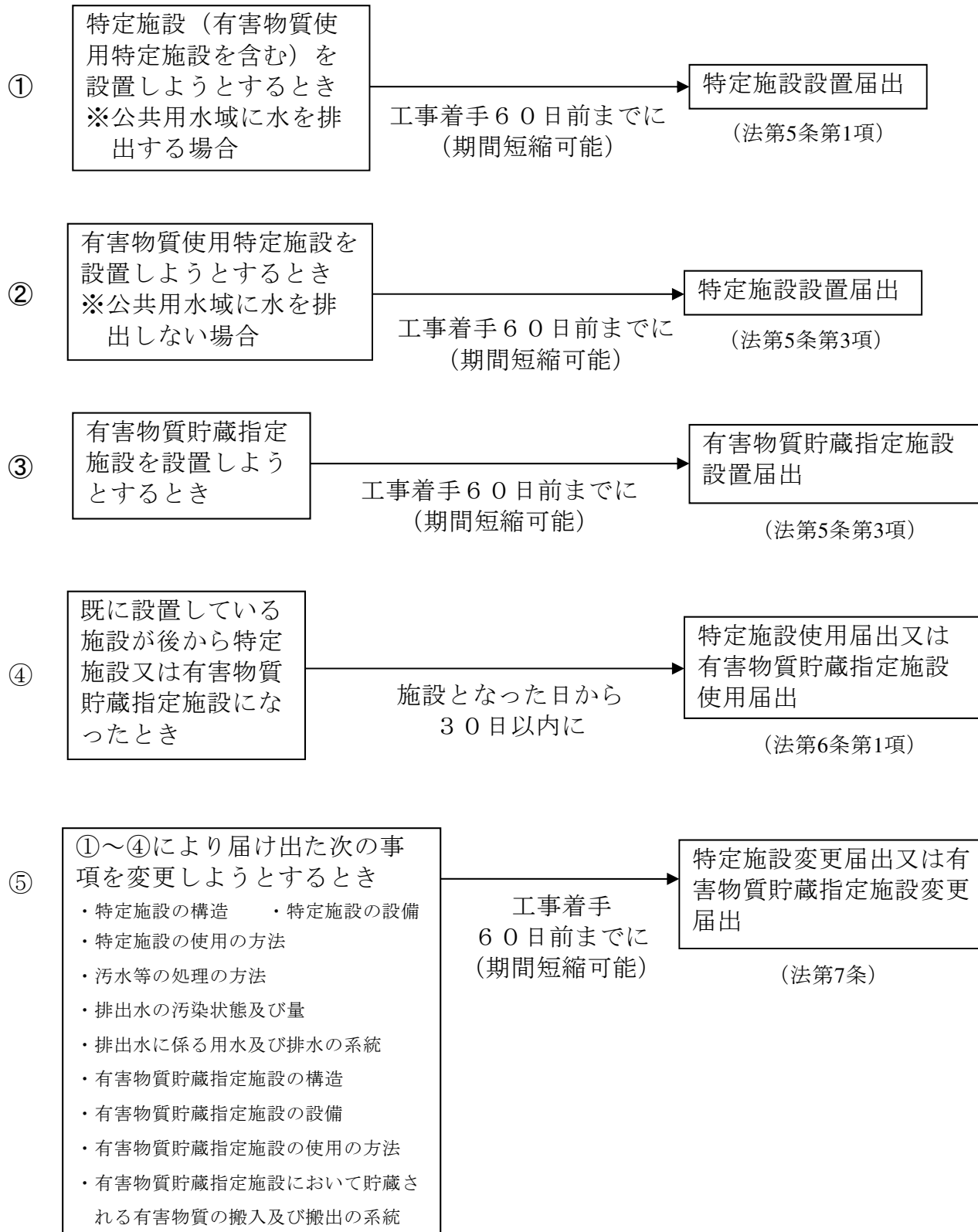
5 罰 則

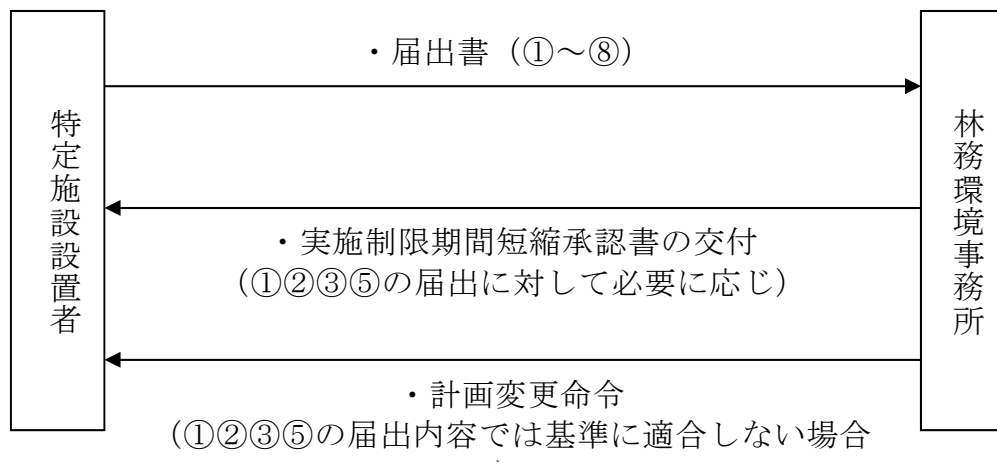
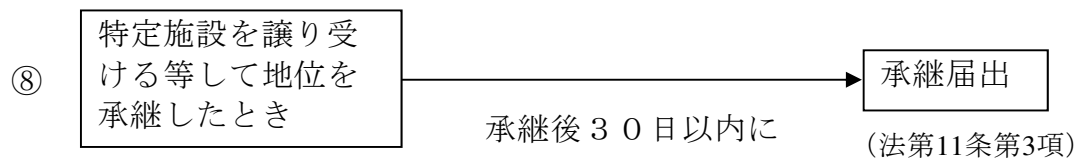
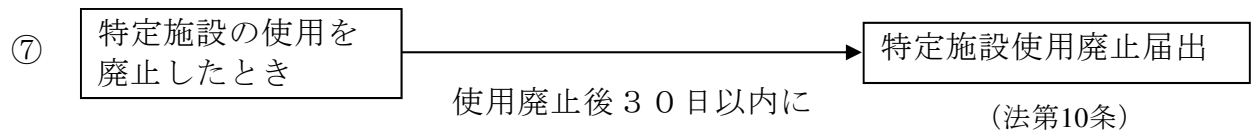
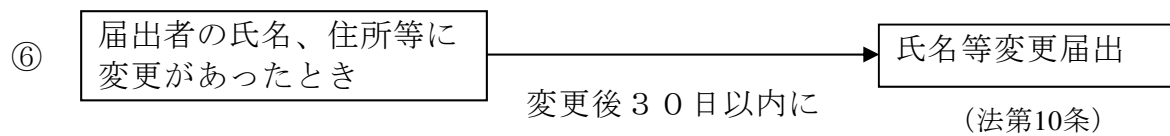
必要な申請や届出をしなかったり、命令に従わなかった者等に対する罰則の規定があります。（表8（p53））

第3 届出等の概要

1 水質汚濁防止法

(1) 届出の概要





(2) 届出様式等

届出内容		様式	添付書類
①	特定施設設置届出 (法第5条第1項) ※公共用水域に水を排出する場合	様式第1 (施行規則 第3条関係)	特定施設の構造 (別紙1) 特定施設の設備※ (別紙1の2) 特定施設の使用の方法 (別紙2) 汚水等の処理の方法 (別紙3) 排出水の汚染状態及び量 (別紙4) 排出水に係る用水及び排水の系統 (別紙6) その他必要とする添付書類 工場等付近の略図又は案内図 特定施設等配置図及び構造図 特定施設の一覧表 (必要に応じ) 特定施設の設備の配置図及び構造図※ 操業の系統図 原材料・使用薬品等一覧表 (必要に応じ) 管理要領・点検要領 (必要に応じ) ※ 汚水等の処理の系統図及び処理施設の設計書 用排水のバランスシート 用排水経路図等 ※有害物質使用特定施設に該当する場合のみ添付 (注) 本県においては、別紙5の添付は不要。
②	特定施設設置届出 (法第5条第3項) ※有害物質使用特定施設の場合で、公共用水域に水を排出しない場合	様式第1 (施行規則 第3条関係)	有害物質使用特定施設の構造 (別紙1 2) 有害物質使用特定施設の設備 (別紙1 3) 有害物質使用特定施設の使用の方法 (別紙1 4) 有害物質に係る用水及び排水の系統 汚水等の処理の方法 (別紙1 5) その他必要とする添付書類 工場等付近の略図又は案内図 有害物質使用特定施設等配置図及び構造図 有害物質使用特定施設の一覧表 (必要に応じ) 有害物質使用特定施設の設備の配置図及び構造図 操業の系統図 原材料・使用薬品等一覧表 (必要に応じ) 管理要領・点検要領 (必要に応じ) 有害物質に係る用排水経路図等

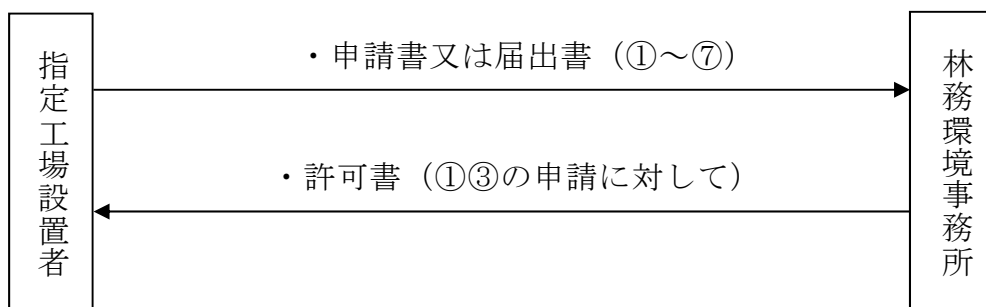
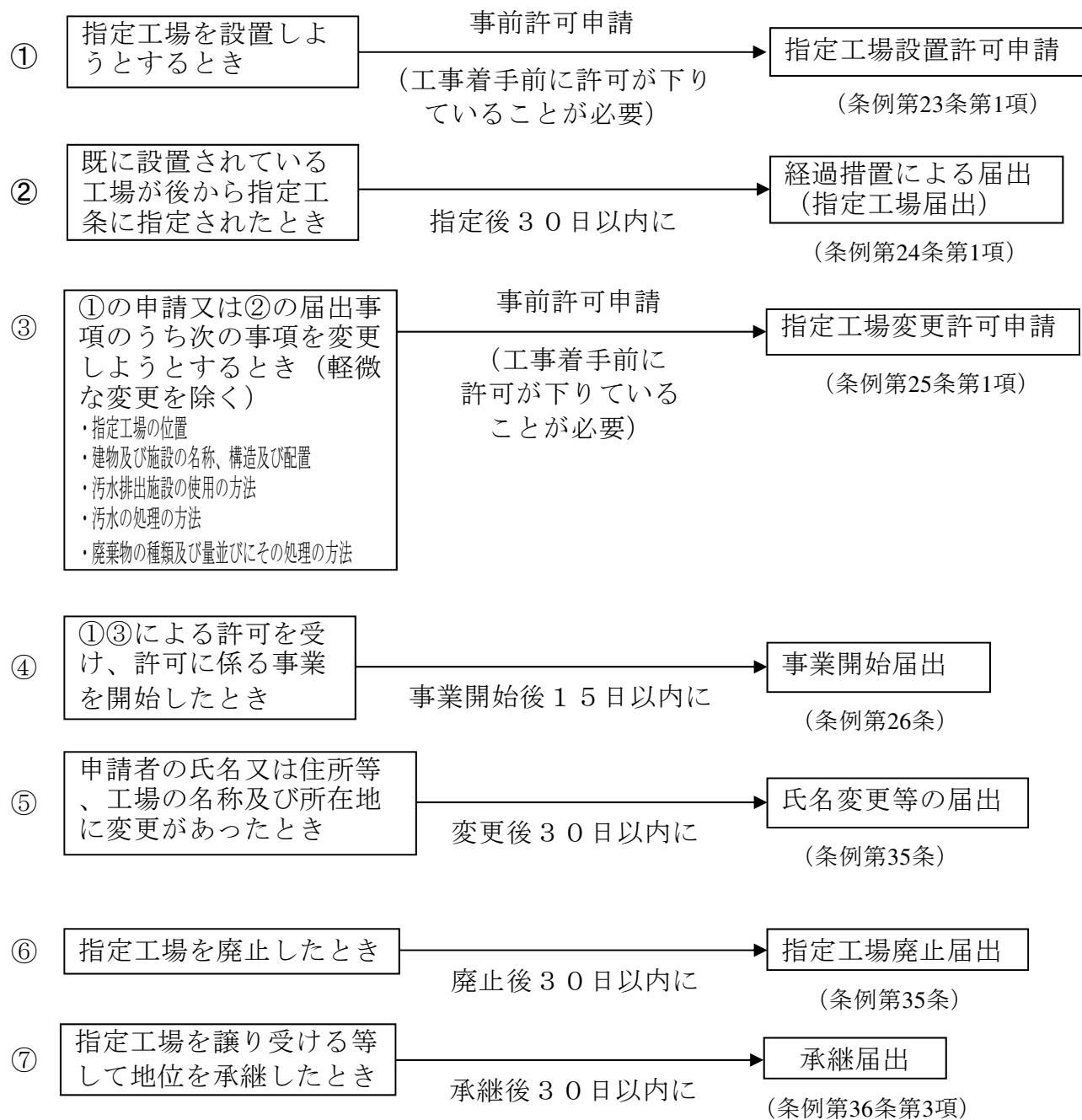
※記入例（P 5 3 ～ 9 2）を参照してください。

（３）届出部数

正本１部及びその写し１部を提出してください。なお、写しは後日返却します
図面等の大きな用紙は折り畳んで、A 4 版（届出様式の大きさ）に統一してください。

2 山梨県生活環境の保全に関する条例〈指定工場〉

(1) 申請及び届出の概要



(2) 申請及び届出様式等

届出内容		様式	添付書類
①	指定工場設置許可申請 (条例第23条第1項)	第1号様式 (施行規則第9条)	汚水を排出する施設の構造等 (別紙3-1) 汚水の処理方法 (別紙3-2) その他必要とする添付書類 工場付近の状況、 建物の構造図及び配置図、 施設等の配置図及び構造図、 施設の一覧表 (必要に応じ)、製造工程表、 原材料等の種類及び使用予定量一覧 (必要に応じ) 汚水等の処理の系統図及び処理施設の設計書 用排水のバランスシート (地下水の使用状況を含む)、 用排水経路図等
②	指定工場届出 (条例第24条第1項)	第2号様式 (施行規則第11条)	同上
③	指定工場変更許可申請 (条例第25条第1項)	第3号様式 (施行規則第12条)	同上 (変更前・変更後の内容を対比して作成し提出)
④	事業開始届出 (条例第26条)	第4号様式 (施行規則第14条)	なし
⑤	氏名変更等届出 (条例第35条)	第7号様式 (施行規則第20条)	なし
⑥	指定工場廃止届出 (条例第35条)	第8号様式 (施行規則第20条)	なし
⑦	承継届出 (条例第36条第3項)	第10号様式 (施行規則第21条)	なし

(3) 届出部数

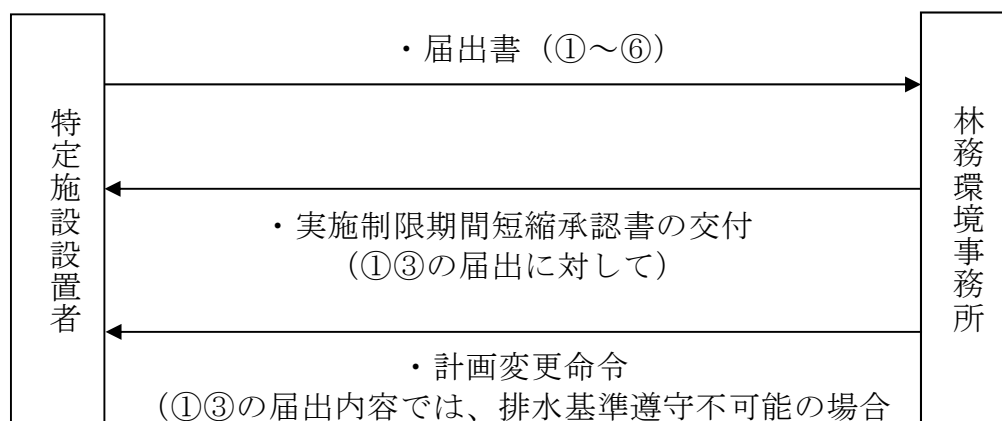
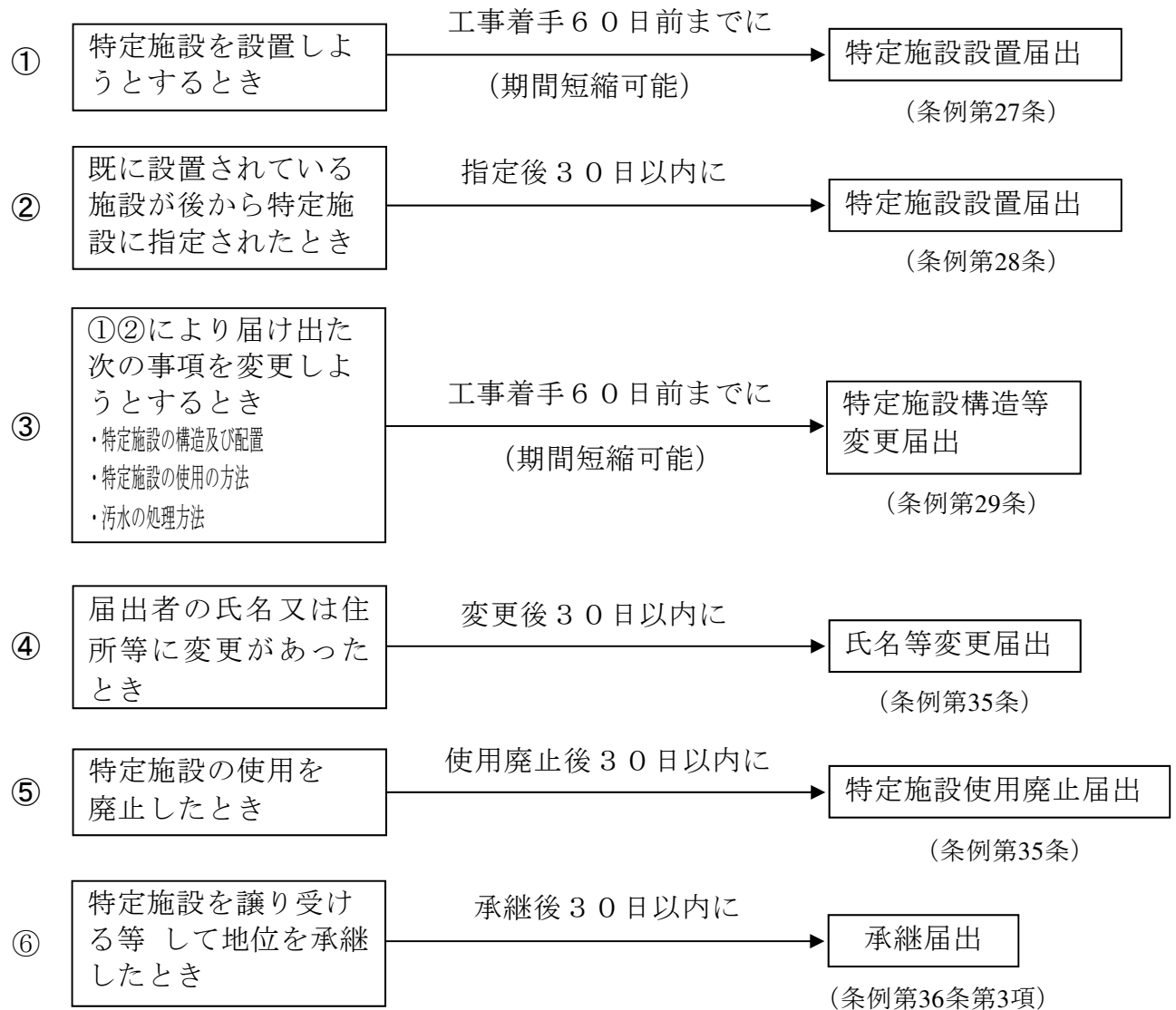
正本1部及びその写し1部を提出してください。なお、写しは後日返却します
図面等の大きな用紙は折り畳み、A4版（届出様式の大きさ）に統一してください。

(4) その他留意点

水質汚濁防止法の届出についても併せて行う必要があります。
水質汚濁防止法の届出内容と、相違点がないように作成してください。

3 山梨県生活環境の保全に関する条例〈条例特定施設〉

(1) 届出の概要



(2) 届出様式等

届出内容		様 式	添 付 書 類
①	特定施設設置届出 (条例第27条)	第5号様式 (施行規則 第15条)	汚水を排出する施設の構造等 (第1号様式 別紙3-1) 汚水の処理方法 (第1号様式 別紙3-2) その他必要とする添付書類 工場等付近の状況図、 工場等敷地内の建物の配置図、 事業の概要、 特定施設等配置図及び構造図、 特定施設の一覧表(必要に応じ)、操業の系統図、 原材料・使用薬品等の一覧表(必要に応じ)、 汚水等の処理の系統図及び処理施設の設計書 用排水のバランスシート、用排水経路図等
②	特定施設使用届出 (条例第28条)	第5号様式 (施行規則 第17条)	同 上
③	特定施設の構造等 変更届出 (条例第29条)	第6号様式第 (施行規則 第18条)	同 上 (変更前・変更後の内容を対比して 作成し提出)
④	氏名変更等届出 (条例第35条)	第7号様式 (施行規則 第20条)	な し
⑤	特定施設使用廃止 届出 (条例第35条)	第9号様式 (施行規則 第20条)	配置図 特定施設一覧(一部廃止のみ)
⑥	承継届出 (条例第36条 第3項)	第11号様式 (施行規則 第21条)	配置図

(3) 届出部数

正本1部及びその写し1部を提出してください。なお、写しは後日返却します
図面等の大きな用紙は折り畳み、A4版(届出様式の大きさ)に統一してください。

第4 届出書及び申請書の提出先

水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例（污水に係る）の届出書等の提出先は、工場等の所在地を管轄する林務環境事務所です。

ただし、甲府市内の工場等にあつては、甲府市環境部に提出してください。

担 当 課 名	管 轄 市 町 村
中北林務環境事務所 環境・エネルギー課 【韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎 4 階】 TEL : 0551 (23) 3090 FAX : 0551 (23) 3097	韮崎市、南アルプス市、北杜市 甲斐市、中央市、昭和町
甲府市環境部 環境保全課 【甲府市上町601-4 環境センター 1 階】 TEL : 055 (241) 4312 FAX : 055 (241) 6190	甲府市
峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課 【甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎 3 階】 TEL : 0553 (20) 2739 FAX : 0553 (20) 2728	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課 【西八代郡市川三郷町高田111-1西八代合同庁舎 2 階】 TEL : 055 (240) 4141 FAX : 055 (240) 4189	市川三郷町、早川町、身延町 南部町、富士川町
富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課 【都留市田原2-13-43 南都留合同庁舎 3 階】 TEL : 0554 (45) 7811 FAX : 0554 (45) 7807	富士吉田市、都留市、大月市、 上野原市、道志村、西桂町、 忍野村、山中湖村、鳴沢村、 富士河口湖町、小菅村、 丹波山村

第5 届出（申請）後の注意

1 工事着手制限について

届出が受理された日から60日間は、工事に着手することができません。

ただし、届出内容が相当と認められるときは、実施の制限期間の短縮が可能です。

また、指定工場の設置許可申請及び変更許可申請については、内容の審査を行った結果、許可相当と認められるときは、許可書を交付します。

なお、許可が下りるまでは工事に着手することはできません。

2 計画変更命令

県では、特定施設等の設置等の届出について内容を審査した結果、排水が排水基準に適合しないと認めるときは、届出が受理された日から60日までの間に（または、実施の制限期間を短縮する旨通知するまでの期間）、計画の変更等を届出者に命ずることがあります。

3 届出等の義務

届出等には、「第3 届出等の概要」に記載したとおり、種々のものがありますので、その都度、定められた届出又は申請をしてください。

4 排水基準の遵守

特定事業場等から公共用水域へ排出する排水については、排水基準が適用されます。この排水基準に適合しない排水を排出するおそれがある場合や、排出した場合には、改善指導や命令などの行政措置の対象となる他、罰則が適用されることがあります。

5 測定義務等

特定事業場の設置者は、当該工場等からの排水について水質の測定を実施し、その記録を3年間保存してください。（法第14条）

測定の頻度は、年1回以上（温泉を利用する旅館等においては、一部の項目について3年に1回以上）です。

また、測定項目は、排水基準に定められた項目のうち、水質汚濁防止法施行規則様式第1別紙4「排水の汚染状態」欄に記載された項目となります。

なお、水質測定の実施については、計量法に基づく計量証明事業所（依頼に応じて有料で水質検査を行う事業者）に相談してください。

さらに、排水処理施設の維持管理については、管理日報を整備するなど、常に十分な注意をしてください。

6 有害物質を含む特定地下浸透水の地下浸透禁止

特定地下浸透水とは、有害物質を製造、使用又は処理する特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む地下浸透水をいい、有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透は禁止されています。これには、意図的な地下への浸透は勿論のこと、非意図的な原因（排水管の破損等）による地下への浸透も含まれます。（法第12条の3）

また、山梨県生活環境の保全に関する条例では、有害物質を取り扱う者による有害物質を含む水又は廃液の地下への浸透が禁止されています。（条例第43条）

7 構造等に関する基準の遵守及び定期点検の実施

水質汚濁防止法の改正により、平成24年6月1日から、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している事業者は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するための施設に係る構造等に関する基準を遵守するとともに、定期点検を実施しなければならないこととなりました。

構造等に関する基準及び定期点検の方法は、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の施設本体、施設の設置場所の床面及び周囲、施設本体に付帯する配管等、施設本体に付帯する排水溝等に対して定められています。

8 事故時の措置

施設の破損等の事故により、有害物質や油等が公共用水域へ流出してしまったり、地下に浸透してしまったりした時は、応急の措置を講じるとともに、速やかに所在地を管轄する林務環境事務所に通報してください。

なお、水質汚濁防止法により、応急の措置の実施と県への報告の義務づけがされている対象は次のとおりです。（法第14条の2）

指定物質（表7（p51））のうち、「ペルフルオロオクタン酸及びその塩」及び「ペルフルオロ（オクタン—スルホン酸）及びその塩」については、環境中で分解されにくく、生物蓄積性が高いと言った性質を有すること等から、その排出実態を出来る限り把握し、適切なリスク管理を行っていくことが重要です。

このため、これらを含む泡消火剤を消火活動等のために使用し、公共用水域等に流出した場合には、流出状況等について県大気水質保全課に情報提供をしてください。

（第6 小規模・未規制事業場についても同じ）

	対 象
特定事業場の設置者	有害物質を含む水
	生活環境項目について排水基準違反のおそれがある水
指定施設（注）の設置者	有害物質又は指定物質を含む水
貯油施設等の設置者	油を含む水

（注）指定施設とは、有害物質を貯蔵・使用する施設又は指定物質を製造・貯蔵・使用・処理する施設

第6 小規模・未規制事業場について

水質汚濁負荷量のなかで比較的大きな割合を占めるのは、人の日常生活等に起因する生活排水によるものです。

この生活排水による水質汚濁の防止については、平成2年10月、水質汚濁防止法の一部改正によって、国民の責務として、一般住民は生活排水対策の実施に協力しなければならないこととなりました。

また、山梨県生活環境の保全に関する条例では、生活排水対策に関して県民や県が取り組むべき事項について、規定されております。

このようなことから、法及び条例に定める工場等で排水基準が適用されない工場等（ただし、pHはいずれの工場等にも適用される。）、又は、法及び条例の規制を受けない工場等であっても、排水処理対策に充分留意し汚濁負荷量の削減を図ってください。

具体的には、次のようなことに留意してください。

- 自主的に水質目標値を定め、排水の管理をしてください。
 - 排水を処理しないで河川等へ流している工場等は、適正な処理施設を設置してください（下水道が供用開始されている場合は早急に下水道に接続してください）。
 - 年1回以上、排水の水質測定を実施するよう心掛けてください。
 - 用水の再利用、節水に努め、汚濁負荷量の削減を図ってください。
 - 井戸を使用している工場等は、井戸に量水計を設置し、排出水量の把握に努めてください。
 - 有害物質及び有害物質を含む水を地下に浸透することは禁止されています。
（法第12条の3、及び条例第43条）
 - 貯油施設の破損等の事故により、油が河川等に流れ出し、または地下に浸透してしまった場合には、応急の措置を講ずるとともに、その状況を都道府県知事（管轄の林務環境事務所）に届出なければなりません。（法第14条の2）
 - その他、水質等の事故時は、速やかに関係機関に通報し、適切な措置を実施してください。
- なお、法特定事業場、法指定事業場、貯油事業場の設置者には、法第14条の2において、事故時の措置（応急の措置と県知事への届出）が義務づけられています。
- 従業員に対する公害防止教育等を実施してください。

表 1 水質汚濁防止法に定める特定施設

(水質汚濁防止法施行令別表第 1 S46.6.24 施行)

- 1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 選鉱施設
 - ロ 選炭施設
 - ハ 坑水中和沈でん施設
 - ニ 掘削用の泥水分離施設
- 1 の 2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [S47.10.1 施行]
 - イ 豚房施設 (豚房の総面積が 50m² 未満の事業場に係るものを除く。)
 - ロ 牛房施設 (牛房の総面積が 200m² 未満の事業場に係るものを除く。)
 - ハ 馬房施設 (馬房の総面積が 500m² 未満の事業場に係るものを除く。)
- 2 畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。)
 - ハ 湯煮施設
- 3 水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 水産動物原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 脱水施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
- 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 湯煮施設
- 5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 湯煮施設
 - ニ 濃縮施設
 - ホ 精製施設
 - ヘ ろ過施設
- 6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
- 7 砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設 (流送施設を含む。)
 - ハ ろ過施設
 - ニ 分離施設
 - ホ 精製施設
- 8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
- 9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- 10 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。)
 - ハ 搾汁施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
 - ヘ 蒸留施設
- 11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設

- ニ 真空濃縮施設
- ホ 水洗式脱臭施設
- 12 動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 分離施設
- 13 イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 分離施設
- 14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料浸せき施設
 - ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
 - ハ 分離施設
 - ニ 渋だめ及びこれに類する施設
- 15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 精製施設
- 16 麺類製造業の用に供する湯煮施設
- 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- 18 の 2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [S57.1.1 施行]
 - イ 原料処理施設
 - ロ 湯煮施設
 - ハ 洗浄施設
- 18 の 3 たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [S57.1.1 施行]
 - イ 水洗式脱臭施設
 - ロ 洗浄施設
- 19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ まゆ湯煮施設
 - ロ 副蚕処理施設
 - ハ 原料浸せき施設
 - ニ 精錬機及び精錬そう
 - ホ シルケット機
 - ヘ 漂白機及び漂白そう
 - ト 染色施設
 - チ 薬液浸透施設
 - リ のり抜き施設
- 20 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [S49.12.1 施行]
 - イ 洗毛施設
 - ロ 洗化炭施設
- 21 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 湿式紡糸施設
 - ロ リンター又は未精錬繊維の薬液処理施設
 - ハ 原料回収施設
- 21 の 2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー [S57.1.1 施行]
- 21 の 3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 [S57.1.1 施行]
- 21 の 4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [S57.1.1 施行]
 - イ 湿式バーカー
 - ロ 接着機洗浄施設
- 22 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 湿式バーカー
 - ロ 薬液浸透施設
- 23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 原料浸せき施設
 - ロ 湿式バーカー
 - ハ 碎木機
 - ニ 蒸解施設
 - ホ 蒸解廃液濃縮施設
 - ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
 - ト 漂白施設
 - チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）
 - リ セロハン製膜施設
 - ヌ 湿式繊維板成型施設
 - ル 廃ガス洗浄施設
- 23 の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの〔S57.1.1 施行〕
- イ 自動式フィルム現像洗浄施設
 - ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
- 24 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 水洗式破碎施設
 - ニ 廃ガス洗浄施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 25 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 塩水精製施設
 - ロ 電解施設
- 26 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
 - ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 27 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 遠心分離機
 - ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
 - ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
 - ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
 - ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
 - ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
 - チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
 - リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ヌ 廃ガス洗浄施設
 - ル 湿式集じん施設
- 28 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 湿式アセチレンガス発生施設
 - ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設
 - ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
 - ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設
 - ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
 - ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
- 29 コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
 - ロ 静置分離器
 - ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
- 30 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設

- ロ 蒸留施設
- ハ 遠心分離機
- ニ ろ過施設
- 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
 - ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
 - ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
- 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 廃ガス洗浄施設
- 33 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 縮合反応施設
 - ロ 水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 静置分離器
 - ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設
 - ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
 - ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
 - チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
 - リ 廃ガス洗浄施設
 - ヌ 湿式集じん施設
- 34 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 脱水施設
 - ハ 水洗施設
 - ニ ラテックス濃縮施設
 - ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
- 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 蒸留施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 36 合成洗剤製造業の用に供する施設であって次に掲げるもの
 - イ 廃酸分離施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設
- 37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ 分離施設
 - ハ ろ過施設
 - ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設
 - ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設
 - ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 - ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設
 - チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設
 - リ ニーエチルキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設
 - ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 - ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
 - ヲ ルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設
 - ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器
 - カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
 - ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
 - タ 廃ガス洗浄施設

- 38 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 原料精製施設
 ロ 塩析施設
- 38 の 2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジメチルベンゼンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く）〔H24.5.25 施行〕
- 39 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 脱酸施設
 ロ 脱臭施設
- 40 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
- 41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 洗浄施設
 ロ 抽出施設
- 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 原料処理施設
 ロ 石灰づけ施設
 ハ 洗浄施設
- 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
- 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 原料処理施設
 ロ 脱水施設
- 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
- 46 第 2 8 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 水洗施設
 ロ ろ過施設
 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
 ニ 廃ガス洗浄施設
- 47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 動物原料処理施設
 ロ ろ過施設
 ハ 分離施設
 ニ 混合施設（第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
 ホ 廃ガス洗浄施設
- 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設
- 49 農薬製造業の用に供する混合施設
- 50 第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
- 51 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 脱塩施設
 ロ 原油常圧蒸留施設
 ハ 脱硫施設
 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設
 ホ 潤滑油洗浄施設
- 51 の 2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設〔S57.1.1 施行〕
- 51 の 3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設〔S57.1.1 施行〕
- 52 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 洗浄施設
 ロ 石灰づけ施設
 ハ タンニンづけ施設
 ニ クロム浴施設
 ホ 染色施設
- 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 研摩洗浄施設
 ロ 廃ガス洗浄施設
- 54 セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 抄造施設
- ロ 成型機
- ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
- 55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
- 56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
- 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- 58 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 水洗式破碎施設
 - ロ 水洗式分別施設
 - ハ 酸処理施設
 - ニ 脱水施設
- 59 碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 水洗式破碎施設
 - ロ 水洗式分別施設
- 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 61 鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設
 - ハ 圧延施設
 - ニ 焼入れ施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 62 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 還元そう
 - ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。）
 - ハ 焼入れ施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
 - ヘ 湿式集じん施設
- 63 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 焼入れ施設
 - ロ 電解式洗浄施設
 - ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 63 の2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 〔S57.1.1 施行〕
- 63 の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 〔H13.7.1 施行〕
- 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
- 64 の2 水道施設（水道法（S32 年法律第 177 号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（S33 年法律第 84 号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21 条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1 万 m³/日未満の事業場に係るものを除く。） 〔S51.6.1 施行〕
 - イ 沈でん施設
 - ロ ろ過施設
- 65 酸又はアルカリによる表面処理施設
- 66 電気めっき施設
- 66 の2 エチレンオキサイド又は1，4－ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く） 〔H24.5.25 施行〕
- 66 の3 旅館業（旅館業法（S23 年法律第 138 号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの 〔S49.12.1 施行〕
 - イ ちゅう房施設
 - ロ 洗濯施設
 - ハ 入浴施設
- 66 の4 共同調理場（学校給食法（S29 年法律 160 号）第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500m²

- 未満の事業場に係るものを除く。〕〔S63.10.1 施行〕
- 66 の 5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360m² 未満の事業場に係るものを除く。）〔S63.10.1 施行〕
- 66 の 6 飲食店（次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420m² 未満の事業場に係るものを除く。）〔S63.10.1 施行〕
- 66 の 7 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630m² 未満の事業場に係るものを除く。）〔S63.10.1 施行〕
- 66 の 8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500m² 未満の事業場に係るものを除く。）〔S63.10.1 施行〕
- 67 洗濯業の用に供する洗浄施設
- 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
- 68 の 2 病院（医療法（S23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの〔S54.5.10 施行〕
- イ ちゅう房施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 入浴施設
- 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
- 69 の 2 中央卸売市場（卸売市場法（S46 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）〔S51.6.1 施行〕
- イ 卸売場
 - ロ 仲卸売場
- 69 の 3 地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令（S46 年政令第 221 号）第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1000m² 未満の事業場に係るものを除く。）〔S57.7.1 施行〕
- イ 卸売場
 - ロ 仲卸売場
- 70 廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（S45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
- 70 の 2 自動車分解整備事業（道路運送車両法（S26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800m² 未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）〔S57.1.1 施行〕
- 71 自動式車両洗浄施設
- 71 の 2 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で省令（※）で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの〔S49.12.1 施行〕
- イ 洗浄施設
 - ロ 焼入れ施設
- ※ 省令で定める事業場（施行規則第 1 条の 2）
- 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
 - 2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
 - 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前 2 号に該当するものを除く。）
 - 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
 - 5 保健所
 - 6 検疫所
 - 7 動物検疫所
 - 8 植物検疫所
 - 9 家畜保健衛生所
 - 10 検査業に属する事業場
 - 11 商品検査業に属する事業場
 - 12 臨床検査業に属する事業場

13 犯罪鑑識施設

71 の 3 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（S45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するもの（※）をいう。）である焼却施設
〔S54.5.10 施行〕

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の政令で定めるごみ処理施設

1 日当たりの処理能力が 5 トン以上（焼却施設にあっては、1 時間当たりの能力が 200kg 以上又は火格子面積が 2 m² 以上）のごみ処理施設。

71 の 4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの
〔S57.1.1 施行〕

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（S46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設（※）であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条各号の施設（第 3 号、第 5 号又は第 8 号に掲げるもの）にあっては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）

1 号 汚泥の脱水施設であって、1 日当たりの処理能力 10m³ を超えるもの

3 号 汚泥（PCB 処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの

イ 1 日当たりの処理能力が 5 m³ を超えるもの

ロ 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの

ハ 火格子面積が 2 m² 以上のもの

4 号 廃油の油水分離施設であって、1 日当たりの処理能力が 10m³ を超えるもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く。）

5 号 廃油（廃 PCB 等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く。）

イ 1 日当たりの処理能力が 1 m³ を超えるもの

ロ 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの

ハ 火格子面積が 2 m² 以上のもの

6 号 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1 日当たりの処理能力が 50m³ を超えるもの

8 号 廃プラスチック（PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの

イ 1 日当たりの処理能力が 100kg を超えるもの

ロ 火格子面積が 2 m² 以上のもの

11 号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設（※）

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号の施設

（第 12 号に掲げるもの）にあっては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）

12 号 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設

12 の 2 廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設

13 号 PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設

71 の 5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
〔TCE,PCE : H3.10.1,MC : H12.3.1 施行〕

71 の 6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
〔TCE,PCE : H3.10.1,MC : H12.3.1 施行〕

72 し尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）

73 下水道終末処理施設

74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）

表 2

山梨県生活環境の保全に関する条例に定める指定工場

(山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第一 S51.4.1 施行)

二 汚水に係る指定工場

1 次に掲げる作業を常時行う工場又は事業場

- (一) 染色、漂白又は洗毛（1日の通常の排出水量が1,000トン未満のものを除く。）
 - (二) でん粉の製造（1日の通常の排出水量が1,000トン未満のものを除く。）
 - (三) 紙又はパルプの製造（1日の通常の排出水量が1,000トン未満のものを除く。）
 - (四) カドミウム、鉛、水銀、アルキル水銀、砒素若しくはこれらの化合物、シアン化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物又はP C Bを排出するおそれのある作業で次に掲げるもの
 - (1) 木材を薬品処理する作業
 - (2) 化学肥料を製造する作業
 - (3) 金属及びその塩類の溶解又は加熱等の操作を伴う作業
 - (4) 有機顔料又は合成染料を製造する作業
 - (5) 合成高分子化合物の製造に関連する化学薬品を製造する作業
 - (6) 高分子活性剤を製造する作業
 - (7) 医薬品原薬を製造する作業
 - (8) 農薬を製造する作業
 - (9) 写真感光材料を製造する作業
 - (10) 蓄電池又は乾電池の製造に係る作業
 - (11) ガラス又はガラス製品を製造する作業
 - (12) 非金属を表面処理する作業
 - (13) 金属の表面処理又はメッキに係る作業
 - (14) 印刷の製版に係る作業
 - (五) 獣畜、魚介類若しくは鳥類を原料とする飼料又は肥料の製造の作業
- 2 1日の通常の排出水量が3,000トン以上の工場

表 3

山梨県生活環境の保全に関する条例に定める特定施設

(山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第二 S51.4.1 施行)

三 汚水に係る特定施設

1 石材加工業の用に供する施設であって次に掲げるもの

- (一) 研磨施設
- (二) 湿式切断施設

2 ビーフン又は即席めん類の製造業の用に供する施設であって次に掲げるもの

- (一) 原料処理施設
- (二) 混練施設
- (三) 蒸煮施設

3 ゴルフ場の営業の用に供する施設であって次に掲げるもの

- (一) ちゅう房施設
- (二) 入浴施設

4 紙器製造業の用に供する施設であって次に掲げるもの

- (一) 印刷施設
- (二) 接着施設

※ 上記の特定施設が、水質汚濁防止法(S45 年法律第 138 号) 第 2 条第 5 項の特定事業場に設置されるものである場合、又は上記表 2 に掲げる指定工場に設置されるものである場合は除く。

表 4

特定事業場（水質汚濁防止法）の排水水に係る規制基準

排水基準を定める省令（S46.6.21 総理府令第 35 号、以下「府令」という。）
山梨県生活環境の保全に関する条例（S50.7.12 県条例第 12 号）

イ 有害物質に係る排水基準

区分	有害物質の種類及び 許容限度 適用水域	カドミウム及び その化合物	シアン化合物	有機燐化合物 パラチオン、 メチルパラチオン、 メチルメトン及び EPNに限る。	鉛及び その化合物	六価クロム 化合物	砒素及び その化合物	水銀及び アルキル水銀 その他の 水銀化合物
特定 事業 場	全公共用 水 域	検出されな いこと	シアン 0.1 mg/ L	検出されな いこと	鉛 0.1 mg/ L	六価クロム 0.05 mg/ L	砒素 0.05 mg/ L	水銀 0.005 mg/ L

アルキル 水銀化合物	ポリ塩化 ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2- ジクロロエタン	1,1- ジクロロエチレン	シス-1,2- ジクロロエチレン	1,1,1- トリクロロエタン
検出されな いこと	0.003 mg/ L	0.1 mg/ L	0.1 mg/ L	0.2 mg/ L	0.02 mg/ L	0.04 mg/ L	1 mg/ L	0.4 mg/ L	3 mg/ L

1,1,2- トリクロロエタン	1,3-ジクロロ プロペン	チウラム	シマジン	チオベン カルブ	ベンゼン	セレン及び その化合物	ほう素及び その化合物	ふつ素及び その化合物	アンモニア、 アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物 及び硝酸化合物	1,4- ジオキサン
0.06 mg/ L	0.02 mg/ L	0.06 mg/ L	0.03 mg/ L	0.2 mg/ L	0.1 mg/ L	セレン 0.1 mg/ L	ほう素 10 mg/ L (注 1)	ふつ素 1～8 mg/ L (注 2)	アンモニア性窒素に 0.4 を 乗じたもの、亜硝酸性窒素及 び硝酸性窒素の合計量 100 mg/ L (注 3)	0.5 mg/ L

備考 1 この表の数値は、府令第 2 条に規定する方法により検定した場合における検出値による。
2 「検出されないこと。」とは、府令第 2 条に規定する方法により検定した場合において、その結果が 1 リットルにつき、カドミウム及びその化合物にあつては 0.01 ミリigram を、有機燐化合物にあつては 0.1 ミリigram を、アルキル水銀化合物にあつては当該検定方法の定量限界をそれぞれ下回ることをいう。

(注1) ほう素及びその化合物の排水基準は、令和10年9月30日まで（次表の業種のうち下水道業又は旅館業に属する特定事業場については、当分の間）、次の表に掲げる暫定排水基準が適用される。

（次表に該当しない業種については、10 mg/L）

なお、同一の特定事業場について、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、最大の許容限度のものが適用される。

	業 種 そ の 他 の 区 分	許容限度
ほう素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業	30 mg/L
	電気めつき業	
	下水道業（温泉を利用する旅館業に属する特定事業場から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る）	40 mg/L
	金属鋳業	100 mg/L
	旅館業（1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。）	300 mg/L
	旅館業（1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。）	500 mg/L

(注2) ふつ素及びその化合物の排水基準は、

- ① 旅館業等（※1）を除く排水量20m³/日以上の新設事業場（※2） 1 mg/L
- ② 旅館業等（※1）を除く排水量20m³/日以上の新設事業場（※2） 5 mg/L
- ③ ①②以外の特定事業場 8 mg/L（※3）

※1 し尿処理施設を設置する特定事業場（他の特定施設を併設するものを除く）、畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場及び旅館業に属する特定事業場

※2 「新設」とは、昭和50年8月1日の後において設置される特定事業場をいい、「既設」とは、昭和50年8月1日において現に設置されている特定事業場（同日において設置の工事を行っているものを含む。）及び一の施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった際現にその施設を設置している特定事業場（その際特定施設の設置の工事を行っているものを含む。当該特定事業場が「新設」の特定事業場となっている場合にあっては、新設とする。）をいう。

※3 ふつ素及びその化合物についての排水基準は、令和10年9月30日まで（次表の業種のうち旅館業に属する特定事業場については、当分の間）、上記③の特定事業場についてのみ、次の表に掲げる暫定排水基準が適用される。（次表に該当しない業種については8 mg/L）

なお、同一の特定事業場について、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、最大の許容限度のものが適用される。

	業 種 そ の 他 の 区 分	許容限度
ふつ素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業	10 mg/L
	電気めつき業（一日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 以上）	15 mg/L
	旅館業（昭和49年12月1日現に湧出していなかった温泉を利用するものであり、かつ、排水量50m ³ /日以上であるものに限る）	
	電気めつき業（一日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 未満）	40 mg/L
	旅館業（温泉（自然に湧出しているものを除く）を利用するものであって、一日あたりの平均的な排水の量が50m ³ /日未満であるもの、又は、昭和49年12月1日現に湧出している温泉を利用するものに限る）	30 mg/L
	旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る）を利用するものであって、一日あたりの平均的な排水の量が50m ³ /日未満であるもの、又は、昭和49年12月1日現に湧出している温泉を利用するものに限る）	50 mg/L

(注3) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の排水基準は、令和10年9月30日まで、次の表に掲げる暫定排水基準が適用される。(次表に該当しない業種については、100 mg/L)

なお、同一の特定事業場について、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、最大の許容限度のものが適用される。

	業 種 そ の 他 の 区 分	許容限度
アンモニア、 アンモニウム 化合物、 亜 硝 酸 化 合 物 及 び 硝 酸 化 合 物	畜産農業（豚房施設（水質汚濁防止法施行令別表第1 1の2イ）を設置する特定事業場に限る）	400 mg/ L
	モリブデン化合物製造業	1,300 mg/ L
	バナジウム化合物製造業	1,350 mg/ L
	貴金属製造業・再生業	2,800 mg/ L

□ 有害物質以外のものに係る排水基準（上乘せ基準）

項目及び許容限度 1日当たりの平均的な適用排出水の量 区分 水域					生物化学的酸素要求量 (mg/L)	化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質 量 (mg/L)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 〔動植物油脂類含有量〕 (mg/L)	フェノール類含有量 (mg/L)	銅含有量 (mg/L)	亜鉛含有量 (mg/L)	溶解性鉄含有量 (mg/L)	溶解性マンガン含有量 (mg/L)	クロム含有量 (mg/L)	大腸菌数 (CFU/mL)
特定事業場	し尿処理施設を設置するもの（他の特定施設を併設するものを除く。）	新設	全公共用水域	20 m ³ 以上	20 (15)	20 (15)	50 (30)								300
		既設			40 (30)	40 (30)	50 (30)								300
		新設			20 (15)	20 (15)	50 (30)	10	1	1	1	1	1	0.5	300
		既設			40 (30)	40 (30)	50 (30)	10	1	1	1	5	1	1	300
	畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置するもの	新設	富士五湖水域	7.5 m ³ 以上	30 (20)	30 (20)	50 (30)								
			市街化区域内の水域	7.5 m ³ 以上	80 (60)	80 (60)	150 (120)								
			上記以外の公共用水域	7.5 m ³ 以上 50 m ³ 未満	140 (110)	140 (110)	180 (140)								
				50 m ³ 以上	80 (60)	80 (60)	150 (120)								
		既設	全公共用水域	7.5 m ³ 以上 50 m ³ 未満	160 (120)	160 (120)	200 (150)								
		新設	全公共用水域	20 m ³ 以上	30 (20)	30 (20)	50 (30)	10							300
	旅館業	既設	自然公園区域内の水域	20 m ³ 以上	60 (50)	60 (50)	90 (70)	10							300
			上記以外の公共用水域	20 m ³ 以上 50 m ³ 未満	100 (85)	100 (85)	140 (110)	15							300
				50 m ³ 以上	60 (50)	60 (50)	90 (70)	10							300
	上記以外の特定施設を設置するもの	新設	全公共用水域	20 m ³ 以上	30 (20)	30 (20)	50 (30)	10	1	1	1	1	1	0.5	300
		既設			60 (50)	60 (50)	90 (70)	10	1	1	1	5	1	1	300

※ 府令別表第2に定める水素イオン濃度の排水基準については、1日当たりの平均的な排出水の量が50 m³未満である特定事業場から排出される排水についても適用する。

備考

1 この表の数値は、府令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値による。
 2 空欄については、水質汚濁防止法の一排水基準が適用される。
 3 「新設」とは、昭和50年8月1日の後において設置される特定事業場をいい、「既設」とは、昭和50年8月1日において現に設置されている特定事業場（同日において設置の工事を行っているものを含む。）及び一の施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった際現にその施設を設置している特定事業場（その際特定施設の設置の工事を行っているものを含む。当該特定事業場が「新設」の特定事業場となっている場合にあっては、新設とする。）をいう。
 4 「富士五湖水域」とは次に掲げる湖沼及びこれに流入する公共用水域をいう。（1）山中湖 （2）河口湖 （3）西湖 （4）精進湖 （5）本栖湖
 5 「市街化区域内の水域」とは、都市計画法（S43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域内の公共用水域をいう。
 6 「自然公園区域内の水域」とは、自然公園法（S32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国定公園並びに山梨県立自然公園条例（S32年山梨県条例第74号）第5条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域内の公共用水域をいう。

- 7 () 内の数値は、日間平均を示す。
- 8 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼に排出される排水水について適用する。

ハ 有害物質以外のものに係る排水基準（一律基準）

項目及び許容限度 対 象			水素イオン濃度	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) mg/L	フェノール類含有量 mg/L	銅含有量 mg/L	亜鉛含有量 mg/L	溶解性鉄含有量 mg/L	溶解性マンガン 含有量 mg/L
特定事業場	全公共用水域 (ただし、窒素及びリン含有量については、備考に掲げる湖沼等)	1日当たりの 平均的な排水の量 50m ³ 以上 (ただし、pHは排水 量に係わらず適用)	5.8～8.6	5	30	5	3	2 (注1)	10	10

クロム含有量 mg/L	大腸菌数 CFU/mL	窒素含有量 mg/L	リン含有量 mg/L
2	日間平均 800	120 (日間平均60)	16 (日間平均8)

- 備考 1 この表の数値は、府令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値による。
- 2 この表の値は、「ロ 有害物質以外のものに係る排水基準（上乗せ排水基準）」が適用されない業種等について適用される。
(上乗せ排水基準が適用される場合は、この表の値は適用されない。)
- 3 窒素含有量に係る排水基準が適用される湖沼等
次に掲げる湖沼及びこれらに流入する公共用水域
城山ダム貯水池（津久井湖）、相模ダム貯水池（相模湖）
- 4 リン含有量に係る排水基準が適用される湖沼等
次に掲げる湖沼及びこれらに流入する公共用水域
荒川ダム貯水池（能泉湖）、丸山ため池（千代田湖）、広瀬ダム貯水池（広瀬湖）、精進湖、本栖湖、雨畑湖、天子湖、大門ダム貯水池（清里湖）、
塩川ダム貯水池（みずがき湖）、山中湖、河口湖、西湖、小河内ダム貯水池（奥多摩湖）、城山ダム貯水池（津久井湖）、相模ダム貯水池（相模湖）、

深城ダム貯水池（松姫湖）、琴川ダム貯水池（乙女湖）

（注１）亜鉛含有量の排水基準は、令和１１年１２月１０日まで、次の業種については、暫定排水基準（４mg/l）が適用される。

なお、暫定排水基準が適用される業種に属する特定事業場が同時に暫定排水基準が適用される業種以外の業種にも属する場合、暫定排水基準が適用される。

・電気めっき業

※１ 水質汚濁防止法施行令別表第１第７４号に定める共同処理場に該当する施設を有する事業場については、その処理する水を排出する特定事業場の属する業種に属するとみなす。

※２ 本県では、「山梨県生活環境の保全に関する条例」により、上記業種に属する場合であっても、１日当たりの平均的な排水の量が 20 m³/日以上であれば、p29 の口有害物質以外のものに係る排水基準（上乗せ基準）の 1 mg/l が適用される。

表 5 構造等に関する基準

表 1-1 床面及び周囲（新設）		定期点検の方法	
A 基準	構造及び設備に関する基準	第九條の二の二 法第十四條第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八條の三第二号、第八條の四第二号ハ、第八條の五第二号、第八條の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。	
		別表第一（第九條の二の二関係）（抜粋）	
	第八條の三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本體（第八條の六に規定する地下貯蔵施設を除く。以下「施設本體」という。）が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本體が設置される床の下下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあつては、この限りでない。 一 次のいずれにも適合すること。 イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不透透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透透性を有する材質で被覆が施されていること。 ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。 二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備 一 施設本體が設置される床面及び周囲（第八條の三ただし書に規定する場合を除く。） 点検を行う事項 床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 防液堤等のひび割れその他の異常の有無 点検の回数 一年に一回以上 一年に一回以上	
		有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備 二 施設本體が設置される床面及び周囲（第八條の三ただし書に規定する場合に限る。） 点検を行う事項 床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無 点検の回数 一月に一回以上	

表1-2 床面及び周囲（既設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法									
A 基準	第八條の三に適合すること	第九條の二の二の規定に基づく点検									
B 基準	(附則) 第三條 施設本体（この省令の施行の際現に存するものに 限る。）が設置されている床面及び周囲のうち新規則第八條の三 に定める基準に適合しないものに係る基準については、同條の規 定は、当該床面及び周囲が次の各号のいずれかに適合している場 合に限り、適用しない。 一 次のいずれにも適合すること。 イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部 に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が新規則第 八條の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本 体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八條の三に規 定する基準に適合すること。 ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するた め、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又 はこれと同等以上の措置が講じられていること。 二 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認で	(附則) 第三條 (左欄からの続き) 2 前項の場合において、水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三 年法律第七十一号）による改正後の水質汚濁防止法（以下「新法」という。） 第十四條第五項の規定による点検は、新規則別表第一の一の項から三の項ま での規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しく は有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ 同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとす る。 <table border="1" data-bbox="858 275 1090 1122"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若し くは有害物質貯蔵指定施設 又は当該施設の設備</th><th>点検を行う事項</th><th>点検の回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 施設本体が設置される 床面及び周囲</td><td>床面のひび割れ、被覆の損 傷その他の異常の有無</td><td>一年に一回以上</td></tr> <tr> <td></td><td>防液堤等のひび割れその 他の異常の有無</td><td>一年に一回以上</td></tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若し くは有害物質貯蔵指定施設 又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	一 施設本体が設置される 床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損 傷その他の異常の有無	一年に一回以上		防液堤等のひび割れその 他の異常の有無	一年に一回以上
有害物質使用特定施設若し くは有害物質貯蔵指定施設 又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数									
一 施設本体が設置される 床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損 傷その他の異常の有無	一年に一回以上									
	防液堤等のひび割れその 他の異常の有無	一年に一回以上									
	二 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認で	有害物質使用特定施設若し 点検を行う事項 点検の回数									

C 基準	きるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新規則第八条の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八条の三に規定する基準に適合すること。	くは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備 二 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上 一月に一回以上。ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合には、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。				
		(附則) 第八条 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の三から第八条の六までの基準並びに附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の基準に適合しないものに係る新法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備の点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則別表第一の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。 <table><tr><th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th><th>点検を行う事項</th><th>点検の回数</th></tr><tr><td>一 施設本体が設置される床面及び周囲</td><td>床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td><td>一月に一回以上</td></tr></table>			有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	一 施設本体が設置される床面及び周囲
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数						
一 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一月に一回以上						

表2-1 施設本体（新設）

A 基準	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法		
		(点検事項及び回数)	点検の回数	
—		第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。 別表第一（第九条の二の二関係）（抜粋）	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項
			施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無
				施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無
				一年に一回以上
				一年に一回以上

表2-2 施設本体（既設）

A 基準 B 基準 C 基準	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法		
		※A 基準を参照（ただし、床面及び周囲のB 基準に適合する場合は、当該基準参照）		
—		※A 基準を参照		

表3-1 施設本体に付帯する配管等（地上配管）（新設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法									
A 基準	第八条の四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。 一 配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。 イ 次のいずれにも適合すること。 (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。 ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。 二 略	第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。 別表第一（第九条の二の二関係）（抜粋） <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設備</th><th>点検を行う事項</th><th>点検の回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四 配管等（地上に設置されている場合に限る。）</td><td>配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無</td><td>一年に一回以上</td></tr> <tr> <td></td><td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td><td>一年に一回以上</td></tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	四 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上		配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設備	点検を行う事項	点検の回数									
四 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上									
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上									

表3-2 施設本体に付帯する配管等（既設地上配管）（既設）

構造及び設備に関する基準		定期点検の方法						
A 基準	第八条の四第一号に適合すること	第九条の二の二の規定に基づく点検						
B 基準	(附則) 第四条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している配管等（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第八条の四に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。 一 配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。 二 略	(附則) 第四条（左欄の続き） 2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の四の項から六の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th><th>点検を行う事項</th><th>点検の回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 配管等（地上に設置されている場合に限る。）</td><td>配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td><td>六月に一回以上 六月に一回以上</td></tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	一 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上 六月に一回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数						
一 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上 六月に一回以上						
C 基準	一 二 略	(附則) 第八条 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の三から第八条の六までの基準並びに附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の基準に適合しないものに係る新法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備の点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則別表第一の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。						

	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項		点検の回数
		二 配管等（地上に設置されている場合に限る。）		
		配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上
				六月に一回以上

表 4-1 施設本体に付帯する配管等（地下配管）（新設）

A 基準	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法						
	第八条の四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。 一 略 二 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。 イ 次のいずれにも適合すること。 (1) トレンチの中に設置されていること。 (2) (1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不透水性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆	第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。 別表第一（第九条の二の二関係）（抜粋） <table><tr><th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th><th>点検を行う事項</th><th>点検の回数</th></tr><tr><td>五 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）</td><td>配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td><td>一年に一回以上 一年に一回以上</td></tr></table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	五 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上 一年に一回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数						
五 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上 一年に一回以上						

	が施されていること。 ロ 次のいずれにも適合すること。 (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。 ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 六 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	一年に一回以上 一年（※）に一回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
--	---	--	---

※ 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第六十二条の五の三に規定する地下埋設配管であつて消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十一条第五項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上行う場合にあっては、三年

表4-2 施設本体に付帯する配管等（既設地下配管）（既設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法									
A 基準	第八条の四第二号	第九条の二の二の規定に基づく点検									
B 基準	(附則) 第四条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している配管等（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第八条の四に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。 一 略 二 配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。 イ トレンチの中に設置されていること。 ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。 ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	(附則) 第四条（左欄からの続き） 2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の四の項から六の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第二号ハに適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th><th>点検を行う事項</th><th>点検の回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）</td><td>配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td><td>六月に一回以上 六月に一回以上 六月に一回以上</td></tr> <tr> <td>三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）</td><td>配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td><td>一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上</td></tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	二 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	六月に一回以上 六月に一回以上 六月に一回以上	三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数									
二 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	六月に一回以上 六月に一回以上 六月に一回以上									
三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上									

C 基準	—	(附則) 第八条 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の三から第八条の六までの基準並びに附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の基準に適合しないものに係る新法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備の点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則別表第一の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="868 837 963 1128">有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th><th data-bbox="868 602 963 837">点検を行う事項</th><th data-bbox="868 264 963 602">点検の回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="963 837 1219 1128">三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチングに設置されている場合を除く。）</td><td data-bbox="963 602 1219 837">配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td><td data-bbox="963 264 1219 602">一年に一回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じた適切な回数で行うこととする。</td></tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチングに設置されている場合を除く。）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じた適切な回数で行うこととする。
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数						
三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチングに設置されている場合を除く。）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じた適切な回数で行うこととする。						

表5-1 排水溝等（新設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法						
A 基準	第八条の五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。 一 次のいずれにも適合すること。 イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。 ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透透性を有する材質で被覆が施されていること 二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。 別表第一（第九条の二の二関係）（抜粋） <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th><th>点検を行う事項</th><th>点検の回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>七 排水溝等</td><td>排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td><td>一年（※）に一回以上</td></tr> </tbody> </table> ※ 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置若しくは排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上行う場合にあっては、三年	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	七 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年（※）に一回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数						
七 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年（※）に一回以上						

表5-2 排水溝等（既設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法									
A 基準	第八条の五に適合すること	第九条の二の二の規定に基づく点検									
B 基準	（附則）第五条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している排水溝等（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第八条の五に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該排水溝等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。 一 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。 二 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	（附則）第五条（左欄からの続き） 2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の七の項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第二号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。 <table border="1"> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th><th>点検を行う事項</th><th>点検の回数</th></tr> <tr> <td>排水溝等</td><td>排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td><td>六月に一回以上</td></tr> <tr> <td></td><td>排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無</td><td>一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上</td></tr> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	六月に一回以上		排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数									
排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	六月に一回以上									
	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上									

(附則) 第八条 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の三から第八条の六までの基準並びに附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の基準に適合しないものに係る新法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備の点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則別表第一の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。			
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	
四 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一月に一回以上。ただし、目視が困難な場合において、目視以外の方法による排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。	
	排水溝等の内部の水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	一年に一回以上。ただし、排水溝等の内部の水の水位の変動の確認以外の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。	

表6-1 地下貯蔵施設（新設）

A 基準	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法						
	第八条の六 有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの（以下「地下貯蔵施設」という。）は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。 一 次のいずれにも適合すること。 イ タンク室内に設置されていること、二重構造であることその他有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。 ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。 ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。 二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置	第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設定に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設定の種類のごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。 別表第一（第九条の二の二関係）（抜粋） <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設定</th><th>点検を行う事項</th><th>点検の回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八 地下貯蔵施設</td><td>地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方は、この地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td><td>一年（※）に一回以上とする。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合には、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。</td></tr> </tbody> </table> ※ 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十三条第一項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第二項に規定する二重殻タンクであつて消防法第十一条第五項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合又は地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設定	点検を行う事項	点検の回数	八 地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方は、この地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年（※）に一回以上とする。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合には、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設定	点検を行う事項	点検の回数						
八 地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方は、この地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年（※）に一回以上とする。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合には、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。						

	が講じられていること。	害物質を含む水の漏えい等の点検を一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、三月）に一回以上行う場合にあつては、三年
	※地下貯蔵施設本体に接続する配管等 → 表 3-1 又は 4-1 を参照	

表 6-2 地下貯蔵施設（既設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法						
A 基準	第八条の六に適合すること	第九条の二の二の規定に基づく点検						
B 基準	（附則）第六条 地下貯蔵施設（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第八条の六に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該地下貯蔵施設が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。 一 次のいずれにも適合すること。 イ 新規則第八条の六第一号ハに適合すること。 ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することとその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。 二 次のいずれにも適合すること。 イ 新規則第八条の六第一号ハに適合すること。	（附則）第六条（左欄からの続き） 2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の八の項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第三号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th><th>点検を行う事項</th><th>点検の回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 地下貯蔵施設（二の項に掲げるものを除く。）</td><td>地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td><td>一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、三月）に一回以上</td></tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	一 地下貯蔵施設（二の項に掲げるものを除く。）	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、三月）に一回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数						
一 地下貯蔵施設（二の項に掲げるものを除く。）	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、三月）に一回以上						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th><th>点検を行う事項</th><th>点検の回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数			
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数						

ロ	有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。	地下貯蔵施設（前項第二号に適合するもの及び前項第三号に適合するもの（第二号と同等以上の効果を有する措置が講じられているものに限る。）に限る。）の有無	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする						
三	前二号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。									
※地下貯蔵施設本体に接続する配管等 → 表 3-2 又は 4-2 を参照										
C 基準	（附則） 第八条 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の三から第八条の六までの基準並びに附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の基準に適合しないものに係る新法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備の点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則別表第一の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。 <table><tr><th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th><th>点検を行う事項</th><th>点検の回数</th></tr><tr><td>五 地下貯蔵施設</td><td>地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td><td>一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。</td></tr></table>				有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	五 地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数								
五 地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。								
※地下貯蔵施設本体に接続する配管等 → 表 3-2 又は 4-2 を参照										

表7 使用の方法

	使用の方法に関する基準	定期点検の方法
A 基準	第八条の七 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。 一 次のいずれにも適合すること。 イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。 ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。 ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。 二 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。	第九条の二の二 (略) 2 法第十四条第五項の規定による使用の方法に関する点検は、第八条の七第二号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、一年に一回以上点検を行うものとする。
A 基準 B 基準 C 基準	※A 基準を参照 一	※A 基準を参照 (附則) 第八条 (略) 2 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の七第二号に定める管理要領が定められていないものに係る新法第十四条第五項の規定による使用の方法に係る点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則第九条の二の二

表 6 **有害物質一覧**（水質汚濁防止法施行令第 2 条）

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 シアン化合物
- 三 有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名 E P N）に限る。）
- 四 鉛及びその化合物
- 五 六価クロム化合物
- 六 砒素及びその化合物
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 八 ポリ塩化ビフェニル
- 九 トリクロロエチレン
- 十 テトラクロロエチレン
- 十一 ジクロロメタン
- 十二 四塩化炭素
- 十三 一・二―ジクロロエタン
- 十四 一・一―ジクロロエチレン
- 十五 一・二―ジクロロエチレン
- 十六 一・一・一―トリクロロエタン
- 十七 一・一・二―トリクロロエタン
- 十八 一・三―ジクロロプロペン
- 十九 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
- 二十 二―クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―s―トリアジン（別名シマジン）
- 二十一 S―四―クロロベンジル＝N・N―ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 セレン及びその化合物
- 二十四 ほう素及びその化合物
- 二十五 ふつ素及びその化合物
- 二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- 二十七 塩化ビニルモノマー
- 二十八 一・四―ジオキサン

表 7 指定物質一覧（水質汚濁防止法施行令第 3 条の 3）

- 一 ホルムアルデヒド
- 二 ヒドラジン
- 三 ヒドロキシルアミン
- 四 過酸化水素
- 五 塩化水素
- 六 水酸化ナトリウム
- 七 アクリロニトリル
- 八 水酸化カリウム
- 九 アクリルアミド
- 十 アクリル酸
- 十一 次亜塩素酸ナトリウム
- 十二 二硫化炭素
- 十三 酢酸エチル
- 十四 メチルターシャリーブチルエーテル（別名MTBE）
- 十五 硫酸
- 十六 ホスゲン
- 十七 一・二ジクロロプロパン
- 十八 クロルスルホン酸
- 十九 塩化チオニル
- 二十 クロロホルム
- 二十一 硫酸ジメチル
- 二十二 クロルピクリン
- 二十三 りん酸ジメチル＝二・二ジクロロビニル（別名ジクロロボス又はDDVP）
- 二十四 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又はESP）
- 二十五 トルエン
- 二十六 エピクロロヒドリン
- 二十七 スチレン
- 二十八 キシレン
- 二十九 パラジクロロベンゼン
- 三十 N－メチルカルバミン酸ニセカンダリーブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はBPMC）
- 三十一 三・五ジクロロ－N－（一・一ジメチル－ニプロピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）
- 三十二 テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はTPN）
- 三十三 チオりん酸O・O－ジメチル－O－（三－メチル－四－ニトロフェニル）（別名フェニトロチオン又はMEP）
- 三十四 チオりん酸S－ベンジル－O・O－ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はIBP）
- 三十五 一・三ジチオラン－二－イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
- 三十六 チオりん酸O・O－ジエチル－O－（二－イソプロピル－六－メチル－四－ピリミジニル）（別名ダイアジノン）
- 三十七 チオりん酸O・O－ジエチル－O－（五－フェニル－三－イソオキサゾリル）（別名イソキサチオン）
- 三十八 四－ニトロフェニル－二・四・六－トリクロロフェニルエーテル（別名クロルニトロフェン又はCNP）
- 三十九 チオりん酸O・O－ジエチル－O－（三・五・六－トリクロロ－二－ピリジル）（別名クロ

- ルピリホス)
- 四十 フタル酸ビス (二エチルヘキシル)
- 四十一 エチル= (Z) -三- [N-ベンジル-N- [[メチル (一メチルチオエチリデンアミノ
オキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)
- 四十二 一・二・四・五・六・七・八・八-オクタクロロ-二・三・三a・四・七・七a-ヘキサ
ヒドロ-四・七-メタノー-H-インデン (別名クロルデン)
- 四十三 臭素
- 四十四 アルミニウム及びその化合物
- 四十五 ニッケル及びその化合物
- 四十六 モリブデン及びその化合物
- 四十七 アンチモン及びその化合物
- 四十八 塩素酸及びその塩
- 四十九 臭素酸及びその塩
- 五十 クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。)
- 五十一 マンガン及びその化合物
- 五十二 鉄及びその化合物
- 五十三 銅及びその化合物
- 五十四 亜鉛及びその化合物
- 五十五 フェノール類及びその塩類
- 五十六 一・三・五・七-テトラアザトリシクロ [三・三・一・一 (三・七)] デカン (別名ヘキサメチ
レンテトラミン)
- 五十七 アニリン
- 五十八 ペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA) 及びその塩
- 五十九 ペルフルオロ (オクタン-スルホン酸) (別名PFOS) 及びその塩
- 六十 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

表 8 罰 則

1 水質汚濁防止法

適 用	罰 則	条 文
①計画変更命令又は改善命令等に違反した場合	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	30条
②排水基準に違反した場合。 ③事故時の措置に対する命令、緊急時の措置に対する命令に違反した場合。	6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (ただし、過失で排水基準違反をした場合は3か月以下の禁錮又は30万円以下の罰金)	31条
④特定施設の設置届出、構造等変更届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合。	3か月以下の懲役又は30万円以下の罰金	32条
⑤特定施設の使用届出をしなかったり虚偽の届出をした場合。 ⑥工事実施制限に違反した場合。 ⑦自主測定結果、定期点検の記録、保存をしなかったり、虚偽の記録をした場合。 ⑧報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み妨げ忌避をした場合。	30万円以下の罰金	33条
⑨氏名等の変更届出、特定施設使用廃止届出、承継届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合。	10万円以下の過料	35条

※ 表の①～⑧に該当する場合には、行為者のみでなく法人又は人（特定施設設置者）に対しても罰金刑が科せられます。（第34条）

2 山梨県生活環境の保全に関する条例

適 用	罰 則	条 文
①計画変更命令又は改善命令等に違反した場合 ②操業停止命令に違反した場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	68条
③規制基準に違反した場合。 ④許可を受けないで指定工場を設置した場合。 ⑤事故時の措置に対する命令に違反した場合。 ⑥緊急時の措置命令に違反した場合。	6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金 (ただし、過失で規制基準違反した場合は、3か月以下の禁錮又は20万円以下の罰金)	69条
⑦許可を受けないで指定工場を変更した場合。 ⑧特定施設の設置届出、構造等変更届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合。	3か月以下の懲役又は20万円以下の罰金	70条
⑨指定工場又は特定施設の経過措置に係る届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合。 ⑩工事実施制限に違反した場合。 ⑪自主測定結果の記録、保存をしなかったり、虚偽の記録をした場合。 ⑫有害物質の地下浸透禁止命令に違反した場合。 ⑬報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み妨げ忌避をした場合。	10万円以下の罰金	71条
⑭指定工場に係る事業開始届出を行わなかった場合。 ⑮氏名等の変更届出、廃止届出、承継届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合。	10万円以下の罰金	72条

※ 表の①～⑮に該当する場合には、行為者のみでなく法人又は人（指定工場設置者等）に対しても罰金刑が科せられます。（第73条）

記入例 特定施設設置届（有害物質使用特定施設に該当しない場合）

特定施設^①~~（有害物質貯蔵指定施設）~~設置~~（使用、変更）~~届出書

令和〇〇年〇〇^②月〇〇日

山梨県知事 〇〇〇〇 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇-丁目〇番〇号
届出者 〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇
TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~
の規定により、特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		ペンション〇〇〇 ④	※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市△△1-2-3 ⑤	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	66-3 イ ちゅう房施設 ハ 入浴施設 ⑥	※施 設 番 号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 ☐ ⑦ 無 ☒	※審 査 結 果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備 考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第 1 （裏面）

第 5 条 第 3 項 関 係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	☐ 有害物質使用特定施設 ☐ 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙 1 の 2 を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

⑧ 連絡先及び担当者名 ○○市○○一丁目○番○号（〒○○○-○○○○）

株式会社○○ （TEL055-223-○○○○）

担当 管理課○○○○

(記 入 要 領)

① 届出区分

該当しないものを線で消し、届出区分を明示する。

設置：新たに特定施設を設置しようとするとき（法第5条関係）

- ・法第5条第1項（工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者）
- ・法第5条第2項（工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者）
- ・法第5条第3項（有害物質使用特定施設を設置する者（法第5条第1項又は第2項に該当する場合を除く）及び有害物質貯蔵指定施設を設置する者）

使用：法施行令の改正により、現に設置している施設が特定施設又は有害物質貯蔵指定施設となった際の届出（法第6条第1項）

変更：設置（法第5条第1項、第2項又は第3項）又は使用（法第6条第1項）の届出をした者が、その特定施設の構造等を変更しようとするとき（法第7条）

※ 本県には、指定地域は定められていないため、別紙5は不要。

② 届出年月日 届出書を提出する日を記入する。

③ 届出者

届出者の氏名又は会社・事業場の名称、住所並びに電話番号を記入する。

届出者が法人の場合は、代表者の氏名も記入する。

法人の場合で、届出者が代表者でない場合は、代表者から届出者への委任状が必要。

なお、委任状により代表者でない者が届出をする場合であっても、会社・事業場の名称及び住所については、本社法人の名称及び住所を記載する。

④ 工場又は事業場の名称

特定施設を設置しようとする工場又は事業場の名称を記入する。

事業場の電話番号が届出者の電話番号と異なる場合、その電話番号も記載する。

⑤ 工場又は事業場の所在地

特定施設を設置しようとする工場又は事業場の所在地を記入する。

⑥ 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる番号及び名称を記載する。

⑦ 有害物質使用特定施設の該当の有無 該当する方にチェックする

⑧ 連絡先及び担当者名

本届出における担当者を記載する。

※ 構造等変更届出にあつては、添付する別紙の作成に当たり、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対比できるように記入すること。

特定施設の構造

① 工場又は事業場における施設番号	1-1~3	1-4、5
②特定施設番号及び名称	66-3 イ ちゅう房施設	66-3 ハ 入浴施設
③ 型 式	流し台(2槽ｼﾝｸ) P-2S-15(L) 洗米機(水圧式) 〇(株)製H20食 器洗淨機 △△(株)製XL型	大浴場 2カ所 (男女別)
④ 構 造	主要部 ステンレス 別添構造図1~3のとおり	主要部 タイル 別添構造図4、5のとおり
⑤ 主 要 寸 法	W1500×L600×H800cm(ｼﾝｸ寸法) W 50×L80×H100cm(洗米機) W80×L60×H80cm(食器洗淨機)	風呂場面積 〇〇m ² 湯船 W1400×L770×H600cm × 2カ所
⑥ 能 力	60食/日 用水量〇リットル/回(洗米機) 用水量△リットル/回(食器洗淨機)	各浴槽容量640リットル× 2カ所
⑦ 配 置	別添図 1	別添図 1
⑧ 設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑨工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
⑩工事完成予定年月日	令和××年××月××日	令和××年××月××日
⑪使用開始予定年月日	令和△△年△△月△△日	令和△△年△△月△△日
⑫ その他参考となるべき 事項	客室数 10室 宿泊定員 26人 従業員数 4人 事業場付近の略図・案内図(別添のとおり)	

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

(記 入 要 領)

① 工場又は事業場における施設番号

当該届出に係る工場又は事業場内の特定施設すべてに通し番号をつけて、その番号ごとに記入すること。同一のものが複数配置されている場合は、まとめて記入できる。
なお、添付する特定施設の配置図に、それぞれ対応する番号を記入すること。

② 特定施設番号及び名称

水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる番号及び名称を記入する。

③ 形式

特定施設のメーカー名、呼び名、形式、年式、形状等を記入する。

④ 構造

特定施設の構造を記入し、構造図（特定施設に関連する主要機械又は主要設備を含む）又はカタログを添付すること。

⑤ 主要寸法

特定施設の大きさ、容量等の単位を明記し記入すること。
構造図等に明記されている場合は、その旨記載。

⑥ 能力

特定施設の原材料処理能力、生産能力等の単位を明記し記入すること。

⑦ 配置

別添配置図に、特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要設備を記載する。
特定施設には、①で付した番号を明記すること。
別紙「図1」記入例参照。

⑧ 設置年月日

使用届出もしくは構造等変更届出の場合、当該特定施設の設置年月日を記入すること。

⑨～⑪ 着手予定年月日、完成予定年月日、使用開始予定年月日

設置届出もしくは構造等変更届出の場合、工事計画に基づき、当該特定施設にかかるそれぞれの予定日を記入すること。

使用届出の場合は、使用開始予定を使用開始と訂正し、実際に稼働した年月日を記入すること。

⑫ その他参考となるべき事項

特定事業場の業種・規模、生産品目・生産量等参考となるべき事項を記入すること。
事業場付近の略図・案内図を添付すること。

有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載するとともに、図面を添付すること。防液堤等については、可能な場合には容量を記入すること。

特定施設の使用の方法

①工場又は事業場に おける施設番号		1-1~3		1-4, 5	
②特定施設番号及び名称		66-3 イ ちゅう房施設		66-3 ハ 入浴施設	
③設置場所		別添図 1		別添図 1	
④操業の系統		別添図 2		別添図 2	
⑤使用時間間隔		6~9、11~13、17~20 時		0~9、15~24 時	
⑥1日当たりの使用時間		8 時間		18 時間	
⑦使用の季節的変動		な し		な し	
⑧原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量		野菜、魚、肉類 12kg 中性洗剤 150ml		石けん 1個 シャンプー 120ml	
⑨ 汚水等の 汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	6~8	6~8	6~8	6~8
⑩ 汚水等の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		2	3	3	4
⑪ その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

(記 入 要 領)

- ①～③ 工場又は事業場における施設番号、特定施設番号及び名称、設置場所
別紙 1 の記入例参照。
- ④ 操業の系統
原材料から出荷まで、特定施設、廃水の発生箇所を含めて記入すること。
「図 2」 記入例参照。
- ⑤ 使用時間間隔
特定施設の通常の状態における使用状況を記載する。
特定施設を断続的に使用する場合、その時間間隔を記入する。
(例) 午前 8 時～午後 3 時、連続、等
- ⑥ 1 日当たりの使用時間
特定施設の通常の状態における 1 日当たりの使用時間を通算し、24 時間、8 時間等の記載をする。
- ⑦ 使用の季節的変動
特定施設の使用において、季節的変動がある場合は記載する。
(例) 冬季 (12 月～2 月) は使用せず、4～5 月多い、等
- ⑧ 原材料の種類、使用方法及び 1 日当たりの使用量
特定施設を含む作業工程において使用する原材料を記載する。
なお、使用原材料の数が多く記載できない場合は、別途一覧表を添付する。
- ⑨ 汚水等の汚染状態
排水基準が定められている項目のうち、使用される原材料・使用薬品の成分等を考慮して、特定施設から排出される汚水又は廃液に含まれるものについて、通常値及び最大値を記入する。
なお、特定施設から排出される汚水又は廃液が処理されるか否か、循環使用されるか否かに係わらず記入すること。
- ⑩ 汚水の量
特定施設から排出される汚水又は廃液の量を、1 日当たりの通常量及び最大量で記入する。
なお、特定施設から排出される汚水又は廃液が処理されるか否か、公共用水域へ排出されるか否かに係わらず全量を記入すること。
- ⑪ その他参考となるべき事項
汚水又は廃液を回収し委託処理している場合や、循環使用している場合はその旨記載。
(例) メッキ廃液 回収 100L/月

汚水等の処理の方法

①工場又は事業場における施設番号	2				3				
処理施設の設置場所	別添図 1				別添図 1				
②設 置 年 月 日	年 月 日				年 月 日				
工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日				令和〇〇年〇〇月〇〇日				
工事完成予定年月日	令和××年××月××日				令和××年××月××日				
使用開始予定年月日	令和△△年△△月△△日				令和△△年△△月△△日				
③種類及び型式	合併処理浄化槽 〇〇機YC-40型				グリストラップ SG-90				
④構 造	FRP				FRP				
⑤主 要 寸 法	W7550×L2300×H2400mm				W800×L360×H550mm				
⑥能 力	40人槽				容量 0.12m ³				
⑦処 理 の 方 法	分離接触ばっ気槽				浮上沈殿分離				
⑧処 理 の 系 統	別添図 3				別添図 3				
⑨集水及び導水の方法	別添図 1				別添図 1				
⑩使用時間間隔	連 続				連 続				
1日当たりの使用時間	24時間				24時間				
使用の季節変動	な し				な し				
⑪原材料（消耗資材を含む）の種類、使用方法、1日当たりの使用量	消毒用塩素剤 0.15kg/日				な し				
⑫汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通 常		最 大		通 常		最 大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	6~8	6~8	6~8	6~8				
	量 (m ³ /日)	5	5	6	6	2	2	3	3
⑬残さの種類、1ヶ月間の種類別生成量及び処理方法	汚泥 10kg/月 業者委託処理 (〇〇株)				油分等 50kg/月 業者委託処理 (〇〇株)				
⑭排出水の排出方法	放流口 2カ所 側溝→〇〇川へ放流 (別添図 1)				合併処理浄化槽 (No. 2) に排出				
⑮その他参考となるべき事項									

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

(記 入 要 領)

- ① **工場又は事業における施設番号**
汚水等の処理施設すべてに通し番号をつけ、それぞれの施設ごとに記入する。
添付する配置図にそれぞれ対応する番号を記入する。
- ② **設置年月日等**
別紙 1 の記入例を参照。
- ③ **種類及び形式**
メーカー名、呼び名及び形式を記入する。
(例) シアン処理施設 (○×(株)製、CN50)、合併処理浄化槽 (××社製、YC-40)
- ④ **構造**
コンクリート製、鉄製、地下式、半地下式等構造の概要を記載する。
- ⑤ **主要寸法**
○m (幅) × ○m (長さ) × ○m (高さ) 等と記載する。
- ⑥ **能力**
処理水量○m³/日、○m³/時間、処理対象人員○人槽等と記載する。
設計計画書等を添付する。
- ⑦ **処理方式**
活性汚泥法、加圧浮上式、凝集沈殿法、イオン交換法等、処理方法を具体的に記入。
- ⑧ **処理の系統**
汚水等の処理フローシートを添付すること。
別紙「図 3」記入例を参照。
- ⑨ **集水及び導水の方法**
配置図に汚水等の集水及び汚水処理施設までの導水の方法を記載する。
別紙「図 1」記入例を参照。
- ⑩ **使用時間間隔等**
別紙 1 の記入例を参照。
- ⑪ **消耗資材 1 日当たりの用途別使用量**
処理施設で使用する中和剤、凝集剤等の品名、用途及びその 1 日当たりの平均的な使用量を記載する。
なお、消耗資材の数が多く記載できない場合は、別途一覧表を添付する。
- ⑫ **汚水等の汚染状態及び量**
工場又は事業場に適用される排水基準項目の水質について、それぞれの処理施設ごとに関係する項目の通常及び最大の値 (単位を明記) を記入する。
また、処理施設で処理する通常及び最大の汚水量を記入する。
- ⑬ **残さの種類、1 月間の種類別生成量及び処理方法**
汚水等の処理によって生ずる残さの種類、1 か月の生成量 (年間平均値) 及び処理方法を記入する。
(例) 金属スラッジ 5 t/月、業者委託処理 (○○(株)へ委託)
- ⑭ **排出水の排出方法**
特定事業場のすべての排水口の数、及びその排出先 (河川名等) を記入する。
(雨水専用排水口等も含む。)
なお、配置図等に排水口の位置を明記する。敷地境界から排出先の公共用水域までかなりの距離がある場合には、その経路図も追加する。
- ⑮ **その他参考となるべき事項**
特定事業場からの排水の一部又は全部を、地下浸透させている場合、循環使用している場合、又は下水道 (分流・合流) に接続している場合は、その旨記載する。

排水水の汚染状態及び量

①工場又は事業場における施設番号		排水口 1			
② 排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	6～8	6～8		
③ 排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		6	8		
④ その他参考となるべき事項		合併処理浄化槽排水			

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

(記入要領)

① 工場又は事業場における施設番号

排水口が複数ある場合は番号で区別し、排水口ごとに記載する。
配置図にも排水口を明示し、番号を付す。

② 排水水の汚染状態

排水口ごとに、当該特定事業場に適用される排水基準の項目について、排水の水質の通常値及び最大値を記入する。

③ 排水水の量

排水口ごとの排水量の通常値、最大値を記入する。
雨水専用排水口の場合の排水量はゼロとする。(汚染状態の記入不要。)

④ 参考事項

排水口ごとの排水の種類を記載する。

(例) 工程系排水、生活系排水、冷却水等

地下浸透方式や、下水道接続の場合はその旨記載する。

(例) 生活排水及び処理後の工程系排水は下水道(分流式)、冷却水のみ公共用水域へ排出。

用水及び排水の系統

①

用水及び排水の系統

○用排水バランスシート

地下水 (5m³/日)

上水道 (3m³/日)

入浴施設 (4 (3)m³/日)

トイレ (1m³/日)

厨房 (3 (2)m³/日)

グリストラップ

合併処理浄化槽 (8 (6)m³/日)

排水口 1

その他、別添図 1 のとおり

②

用途別用水使用量

用 途	使 用 水	用水使用量 (m³／日)
厨房用水	上水道	3
入浴・トイレ用水	地下水	5

(記 入 要 領)

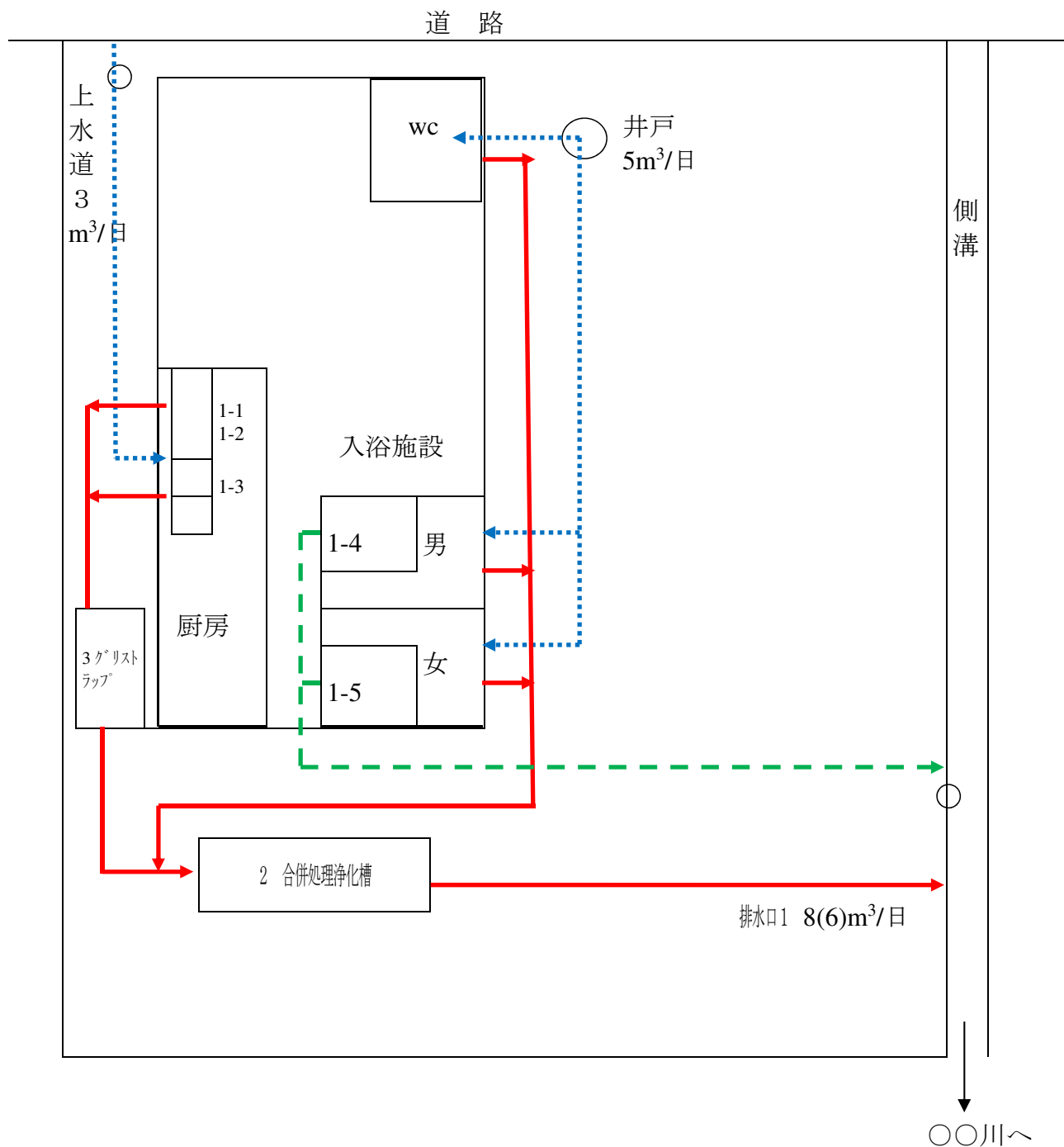
① 用水及び排水の系統

配置図等に、すべての排水口の位置、給水経路、排水経路を図示する。
冷却排水、雨水専用排水路についてもすべて明示する。
なお、用水を青色、排水を赤色、冷却水を緑色等、色分けすること。

② 用途別用水使用量

用途別に使用量の最大値について記載する。

記入例「図 1」（配置図）

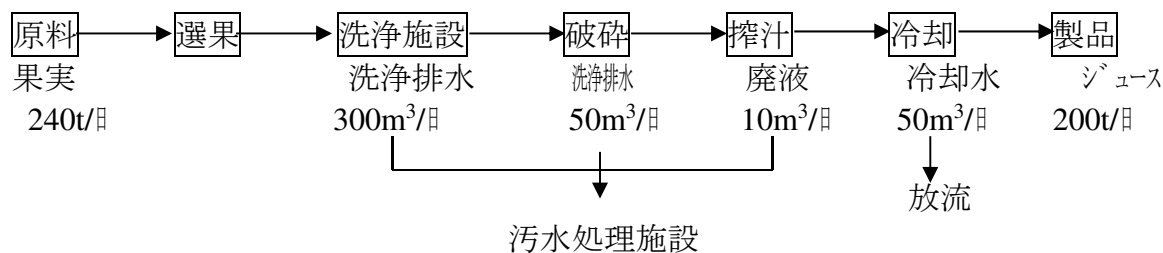


(凡例)

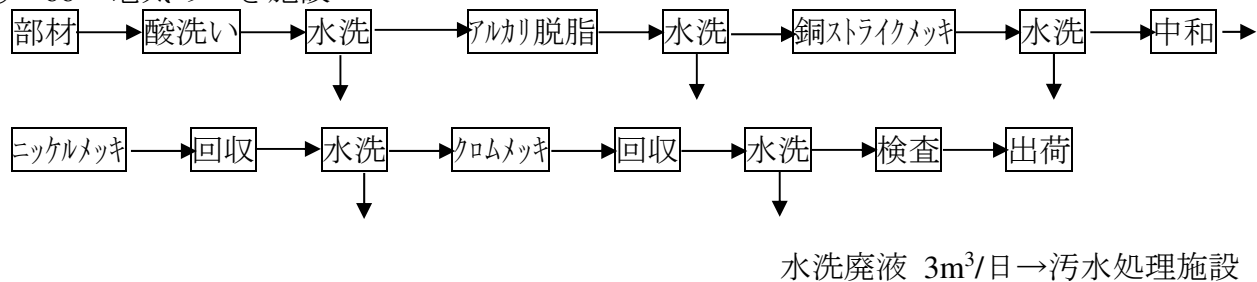
用	水 (青)	→
排	水 (赤)	————→
用排水量		最大 (通常) 量 m³/日

記入例「図2」（操業の系統図）

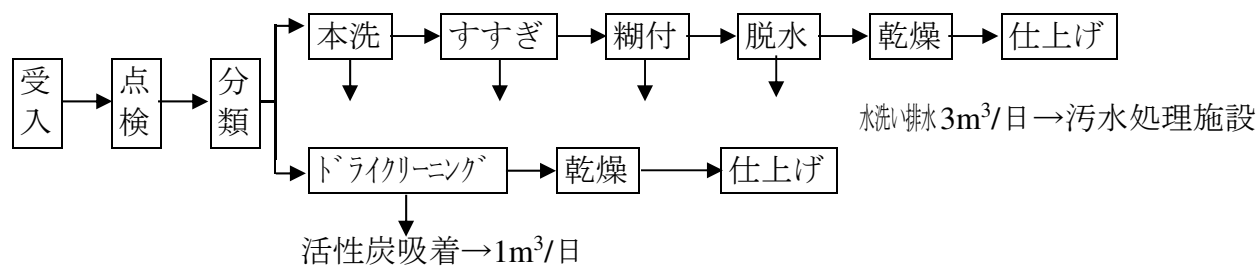
① 10 飲料製造業の用に供する施設



② 66 電気めっき施設



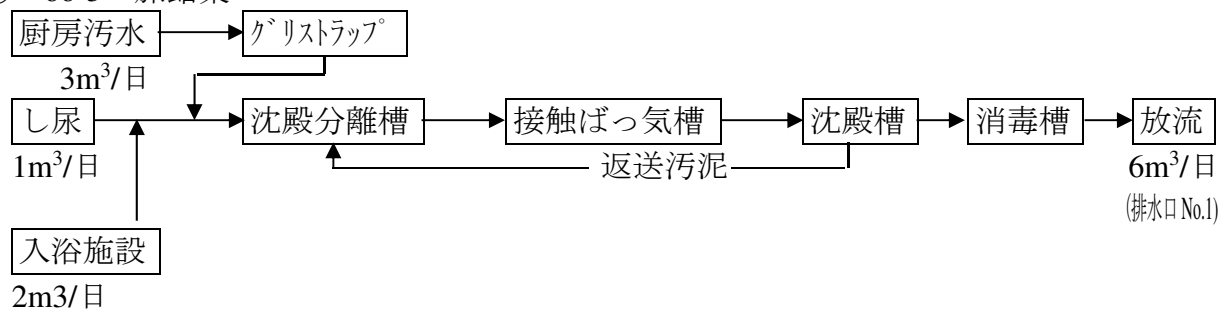
③ 67 洗たく業の用に供する洗浄施設



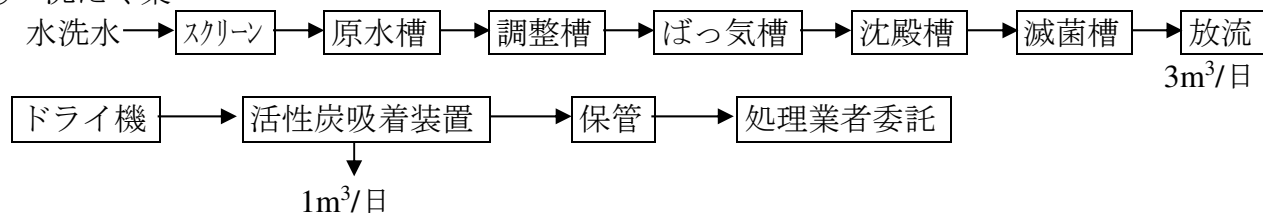
※ 特定施設、廃水の発生箇所を含めて記載すること。

記入例「図3」（汚水等の処理の系統）

① 66-3 旅館業



② 洗たく業



(余白)

記入例 特定施設設置届（有害物質使用特定施設に該当する場合）

特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~設置~~（使用、変更）~~届出書

①

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ②

山梨県知事 ○○○○ 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇-丁目〇番〇号
届出者 〇〇株式会社
代表取締役社長 ○○○○
TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~
の規定により、特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇株式会社 △△事業所 ④	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市△△1-2-3 ⑤	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類の ⑥	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 66 電気めっき施設	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 ☒ ⑦ 無 ☐	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類の		※備考	
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第 1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	☐ 有害物質使用特定施設 ☐ 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

⑧ 連絡先及び担当者名 ○○市○○一丁目○番○号（〒○○○-○○○○）

株式会社○○（TEL055-223-○○○○）

担当 管理課○○○○

(記 入 要 領)

① 届出区分

該当しないものを線で消し、届出区分を明示する。

設置：新たに特定施設を設置しようとするとき（法第5条関係）

- ・法第5条第1項（工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者）
- ・法第5条第2項（工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者）
- ・法第5条第3項（有害物質使用特定施設を設置する者（法第5条第1項又は第2項に該当する場合を除く）及び有害物質貯蔵指定施設を設置する者）

使用：法施行令の改正により、現に設置している施設が特定施設又は有害物質貯蔵指定施設となった際の届出（法第6条第1項）

変更：設置（法第5条第1項、第2項又は第3項）又は使用（法第6条第1項）の届出をした者が、その特定施設の構造等を変更しようとするとき（法第7条）

※ 本県には、指定地域は定められていないため、別紙5は不要。

② 届出年月日 届出書を提出する日を記入する。

③ 届出者

届出者の氏名又は会社・事業場の名称、住所並びに電話番号を記入する。

届出者が法人の場合は、代表者の氏名も記入する。

法人の場合で、届出者が代表者でない場合は、代表者から届出者への委任状が必要。

なお、委任状により代表者でない者が届出をする場合であっても、会社・事業場の名称及び住所については、本社法人の名称及び住所を記載する。

④ 工場又は事業場の名称

特定施設を設置しようとする工場又は事業場の名称を記入する。

事業場の電話番号が届出者の電話番号と異なる場合、その電話番号も記載する。

⑤ 工場又は事業場の所在地

特定施設を設置しようとする工場又は事業場の所在地を記入する。

⑥ 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる番号及び名称を記載する。

⑦ 有害物質使用特定施設の該当の有無 該当する方にチェックする

⑧ 連絡先及び担当者名

本届出における担当者を記載する。

※ 構造等変更届出にあつては、添付する別紙の作成に当たり、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対比できるように記入すること。

特定施設の構造

① 工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
② 特定施設番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
③ 型 式	浸漬式 (△△△社製 CM-5)	全自動バレル回転式 (△△△社製 ZB-A1)
④ 構 造	鉄製、内部を塩化ビニールライニング(構造図は図〇のとおり)	鉄製、内部を塩化ビニールライニング(構造図は図〇のとおり)
⑤ 主 要 寸 法	槽寸法 ・酸浸槽1m×1m×1.5m×1槽	・装置全体で 1m×1m×1.5m(各槽の寸法は図〇のとおり)
⑥ 能 力	ねじ 3,000個/日	ねじ 5,000個/日
⑦ 配 置	めっき工場棟1階 (配置は、図△のとおり)	めっき工場棟1階 (配置は図△のとおり)
⑧ 設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑨ 工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
⑩ 工事完成予定年月日	令和××年××月××日	令和××年××月××日
⑪ 使用開始予定年月日	令和△△年△△月△△日	令和△△年△△月△△日
⑫ その他参考となるべき事項	床面:厚さ100mmのコンクリート及び樹脂コーティング 周囲:側溝を設け、流出を防止(図◇のとおり)	床面:厚さ100mmのコンクリート 周囲:防液堤(厚さ100mmのコンクリート、容量3m³)を設け、流出を防止(図◇のとおり)

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

(記 入 要 領)

① 工場又は事業場における施設番号

当該届出に係る工場又は事業場内の特定施設すべてに通し番号をつけて、その番号ごとに記入すること。同一のものが複数配置されている場合は、まとめて記入できる。
なお、添付する特定施設の配置図に、それぞれ対応する番号を記入すること。

② 特定施設番号及び名称

水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる番号及び名称を記入する。

③ 型式

特定施設のメーカー名、呼び名、形式、年式、形状等を記入する。

④ 構造

特定施設の構造を記入し、構造図（特定施設に関連する主要機械又は主要設備を含む）又はカタログを添付すること。

⑤ 主要寸法

特定施設の大きさ、容量等の単位を明記し記入すること。
構造図等に明記されている場合は、その旨記載。

⑥ 能力

特定施設の原材料処理能力、生産能力等の単位を明記し記入すること。

⑦ 配置

別添配置図に、特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要設備を記載する。
特定施設には、①で付した番号を明記すること。

⑧ 設置年月日

使用届出もしくは構造等変更届出の場合、当該特定施設の設置年月日を記入すること。

⑨～⑪ 着手予定年月日、完成予定年月日、使用開始予定年月日

設置届出もしくは構造等変更届出の場合、工事計画に基づき、当該特定施設にかかるそれぞれの予定日を記入すること。

使用届出の場合は、使用開始予定を使用開始と訂正し、実際に稼働した年月日を記入すること。

⑫ その他参考となるべき事項

特定事業場の業種・規模、生産品目・生産量等参考となるべき事項を記入すること。
事業場付近の略図・案内図を添付すること。

有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載するとともに、図面を添付すること。防液堤等については、可能な場合には容量を記入すること。

特定施設の設備

①工場又は事業場における施設番号	B - 1	B - 2
②特定施設号番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
③設 備	地上配管、排水溝、ためます	排水溝
④構 造	配管：ステンレス製 排水溝、ためます：コンクリート製、厚さ50mm	コンクリート製、厚さ50mm
⑤主 要 寸 法	配管：直径100mm×30m 排水溝：幅300mm×深さ200mm×10m ためます：500×500mm×400mm (構造は、図○のとおり)	幅300mm×深さ200mm×3m (構造は、図○のとおり)
⑥配 置	めっき工場1階 (配置は、図△のとおり)	めっき工場1階 (配置は、図△のとおり)
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工事完成予定年月日	令和××年××月××日	令和××年××月××日
使用開始予定年月日	令和△△年△△月△△日	令和△△年△△月△△日
⑦その他参考となるべき事項		

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

(記 入 要 領)

① 工場又は事業場における施設番号

設備に係る特定施設の施設番号（別紙 1 に記載した番号）を記入する。

② 特定施設番号及び名称

設備に係る特定施設の水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる番号及び名称を記入する。

③ 設備

施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること。なお、配管等には、配管のほか継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備が含まれ、排水溝等には、排水溝、排水管のほか排水ます、排水ポンプ等の排水設備が含まれる。

④ 構造

設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨を記載すること。
設備の構造図を添付すること。

なお、トレンチ配管の場合は、トレンチの構造についても記載すること。

⑤ 主要寸法

設備のうち、主なものについて寸法を記載。

構造図等に明記されている場合は、その旨を記載。

⑥ 配置

建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を記載すること。

配置図を添付すること。

⑦ その他参考となるべき事項

有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨を記載すること。

特定施設の使用の方法

①工場又は事業場における施設番号		B－1		B－2	
②特定施設番号及び名称		65 酸又はアルカリによる表面処理施設		66 電気めっき施設	
③設置場所		めっき工場1階 （配置は、図△のとおり）		めっき工場1階 （配置は、図△のとおり）	
④操業の系統		別添図2		別添図2	
⑤使用時間間隔		10時～16時		10時～16時	
⑥1日当たりの使用時間		8時間		8時間	
⑦使用の季節的変動		なし		なし	
⑧原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量		〇〇%硫酸 20L 〇〇%クロム酸水溶液 10L		別紙一覧表のとおり	
⑨汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	6～8	4～8	6～8	6～8
	BOD(mg/L)	10	20	10	20
	SS(mg/L)	5	10	5	10
	六価クロム	20	30	－	－
	シアン	－	－	10	20
⑩汚水等の量 (m ³ ／日)		通常	最大	通常	最大
		0.2	0.5	3	4
⑪その他参考となるべき事項		六価クロム廃液は業者委託処理 10L／日。		シアン排水は、シアン処理装置にて処理。	

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

(記 入 要 領)

- ①～③ 工場又は事業場における施設番号、特定施設番号及び名称、設置場所
別紙 1 の記入例参照。
- ④ 操業の系統
原材料から出荷まで、特定施設、廃水の発生箇所を含めて記入すること。
「記入例 特定施設設置届（有害物質使用特定施設に該当する場合）」の図 2 を参照。
- ⑤ 使用時間間隔
特定施設の通常の状態における使用状況を記載する。特定施設を断続的に使用する場
合、その時間間隔を記入する。（例）午前 8 時～午後 3 時、連続、等
- ⑥ 1 日当たりの使用時間
特定施設の通常の状態における 1 日当たりの使用時間を通算し、24 時間、8 時間等
の記載をする。
- ⑦ 使用の季節的変動
特定施設の使用において、季節的変動がある場合は記載する。
- ⑧ 原材料の種類、使用方法及び 1 日当たりの使用量
特定施設を含む作業工程において使用する原材料を記載する。
なお、使用原材料の数が多く記載できない場合は、別途一覧表を添付する。
- ⑨ 汚水等の汚染状態
排水基準が定められている項目のうち、使用される原材料・使用薬品の成分等を考慮
して、特定施設から排出される汚水又は廃液に含まれるものについて、通常値及び最大
値を記入する。
なお、特定施設から排出される汚水又は廃液が処理されるか否か、循環使用されるか
否かに係わらず記入すること。
- ⑩ 汚水の量
特定施設から排出される汚水又は廃液の量を、1 日当たりの通常量及び最大量で記入。
なお、特定施設から排出される汚水又は廃液が処理されるか否か、公共用水域へ排出
されるか否かに係わらず全量を記入すること。
- ⑪ その他参考となるべき事項
汚水又は廃液を回収し委託処理している場合や、循環使用している場合はその旨記載。
また、有害物質の製造、処理を行っている場合には、製造、処理を行っている有害物
質の種類を記載。

※別紙 2 には、必要に応じて、管理要領、点検要領を添付すること。

別紙 3～別紙 6 については、「記入例 特定施設設置届（有害物質使用特定施設 に該当しない場合）」を参照。

(余白)

記入例 有害物質貯蔵指定施設設置届

~~特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書~~

①

②

令和〇〇年〇〇月〇〇日

山梨県知事 〇〇〇〇 殿

③
届出者

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇-丁目〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇
TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、~~特定施設（有害物質貯蔵指定施設）~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇株式会社 △△事業所 ④	※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市△△1-2-3 ⑤	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類		※施 設 番 号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 ☐ 無 ☐	※審 査 結 果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備 考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	⑥ ☐ 有害物質使用特定施設 ☒ 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

⑦ 連絡先及び担当者名 ○○市○○一丁目○番○号（〒○○○-○○○○）
 株式会社○○（TEL055-223-○○○○）
 担当 管理課○○○○

(記 入 要 領)

① 届出区分

該当しないものを線で消し、届出区分を明示する。

設置：新たに特定施設を設置しようとするとき（法第5条関係）

- ・法第5条第1項（工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者）
- ・法第5条第2項（工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者）
- ・法第5条第3項（有害物質使用特定施設を設置する者（法第5条第1項又は第2項に該当する場合を除く）及び有害物質貯蔵指定施設を設置する者）

使用：法施行令の改正により、現に設置している施設が特定施設又は有害物質貯蔵指定施設となった際の届出（法第6条第1項）

変更：設置（法第5条第1項、第2項又は第3項）又は使用（法第6条第1項）の届出をした者が、その特定施設の構造等を変更しようとするとき（法第7条）

※ 本県には、指定地域は定められていないため、別紙5は不要。

② 届出年月日

届出書を提出する日を記入する。

③ 届出者

届出者の氏名又は会社・事業場の名称、住所並びに電話番号を記入する。

届出者が法人の場合は、代表者の氏名も記入する。

法人の場合で、届出者が代表者でない場合は、代表者から届出者への委任状が必要。

なお、委任状により代表者でない者が届出をする場合であっても、会社・事業場の名称及び住所については、本社法人の名称及び住所を記載する。

④ 工場又は事業場の名称

特定施設を設置しようとする工場又は事業場の名称を記入する。

事業場の電話番号が届出者の電話番号と異なる場合、その電話番号も記載する。

⑤ 工場又は事業場の所在地

特定施設を設置しようとする工場又は事業場の所在地を記入する。

⑥ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別 該当する方にチェックする

⑦ 連絡先及び担当者名

本届出における担当者を記載する。

※ 構造等変更届出にあつては、添付する別紙の作成に当たり、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対比できるように記入すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

①工場又は事業場における施設番号	A - 1	C - 1
②有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
③型 式	貯蔵タンク (〇〇社製 △△)	貯蔵タンク (〇〇社製 △△)
④構 造	ステンレス製 (構造図は図〇のとおり)	ポリエチレン製 (構造図は図〇のとおり)
⑤主 要 寸 法	直径1500mm×6000mm×2基	1000mm×1000mm×1500mm×1基
⑥能 力	貯蔵量 各10000L	貯蔵量 1500L
⑦配 置	化学工場の屋外に設置 (配置は図△のとおり)	めっき工場の屋外に設置 (配置は図△のとおり)
⑧床 面 及 び 周 囲	床面：厚さ100mmのコンクリートで、エポキシ樹脂で被覆 周囲：防液堤を設け、流出を防止 (貯留量〇m³)	床面：厚さ100mmのコンクリート 周囲：側溝及び溜めます（厚さ100mmのコンクリート）を設け、流出を防止（貯留量〇m³）
⑨設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑩工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪工事完成予定年月日	令和××年××月××日	令和××年××月××日
⑫使用開始予定年月日	令和△△年△△月△△日	令和△△年△△月△△日
⑬その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

(記 入 要 領)

① 工場又は事業場における施設番号

当該届出に係る工場又は事業場内の特定施設すべてに通し番号をつけて、その番号ごとに記入すること。同一のものが複数配置されている場合は、まとめて記入できる。

なお、添付する特定施設の配置図に、それぞれ対応する番号を記入すること。

② 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別を記入する。

③ 型式

有害物質貯蔵指定施設のメーカー名、呼び名、形式、年式、形状等を記入する。

④ 構造

有害物質貯蔵指定施設の構造を記入し、構造図又はカタログを添付すること。

⑤ 主要寸法

有害物質貯蔵指定施設の寸法の単位を明記し記入すること。

構造図等に明記されている場合は、その旨記載。

⑥ 能力

有害物質貯蔵指定施設における貯蔵量を記入すること。

⑦ 配置

別添配置図に、有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要施設又は主要設備等を記載する。

有害物質貯蔵指定施設には、①で付した番号を明記すること。

地下に設置されている場合は、その旨を記載すること。

⑧ 床面及び周囲

有害物質貯蔵指定施設の床面及び周囲の構造について、記載すること。防液堤については、可能な場合には容量を記載。図面を添付。

⑨ 設置年月日

使用届出又は構造等変更届出の場合、当該有害物質貯蔵指定施設の設置年月日を記入すること。

⑩～⑫ 着手予定年月日、完成予定年月日、使用開始予定年月日

設置届出もしくは構造等変更届出の場合、工事計画に基づき、当該有害物質貯蔵指定施設にかかるそれぞれの予定日を記入すること。

使用届出の場合は、使用開始予定を使用開始と訂正し、実際に稼働した年月日を記入すること。

⑬ その他参考となるべき事項

特定事業場の業種・規模、生産品目・生産量等参考となるべき事項を記入すること。

事業場付近の略図・案内図を添付すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

①工場又は事業場における施設番号	A－1	C－1
②有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
③設 備	地上配管、バルブ、フランジ	地上配管、バルブ、フランジ
④構 造	ステンレス製	塩化ビニル製
⑤主 要 寸 法	地上配管：直径200mm×50m バルブ：2箇所 フランジ：3箇所	地上配管：直径100mm×50m バルブ：3箇所 フランジ：4箇所
⑥配 置	化学工場の屋外から 化学工場の1階 (配置は図△のとおり)	めっき工場の1階から めっき工場の屋外 (配置は図△のとおり)
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工事完成予定年月日	令和××年××月××日	令和××年××月××日
使用開始予定年月日	令和△△年△△月△△日	令和△△年△△月△△日
⑦ その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

(記 入 要 領)

① 工場又は事業場における施設番号

設備に係る有害物質貯蔵指定施設の施設番号（別紙 1 2 に記載した番号）を記入する。

② 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別を記入する。

③ 設備

施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること。なお、配管等には、配管のほか継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備が含まれ、排水溝等には、排水溝、排水管のほか排水ます、排水ポンプ等の排水設備が含まれる。

④ 構造

設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨を記載すること。

設備の構造図を添付すること。

なお、トレンチ配管の場合は、トレンチの構造についても記載すること。

⑤ 主要寸法

設備のうち、主なものについて寸法を記載。

構造図等に明記されている場合は、その旨を記載。

⑥ 配置

建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を記載すること。

配置図を添付すること。

⑦ その他参考となるべき事項

有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	A－1	C－1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設 置 場 所	化学工場の屋外に設置 (図△のとおり)	めっき工場の屋外に設置 (図△のとおり)
操 業 の 系 統	〇〇反応施設にベンゼンを供給 (図〇のとおり)	廃液の貯蔵 (図〇のとおり)
使 用 時 間 間 隔	1 週間に 1 回	1 日に 1 回
1 日当たりの使用時間	1 時間／回	5 分／回
使用の季節的変動	なし	なし
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)		
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	ベンゼン (〇%)	シアンを含む廃液 (含有率 〇%)
その他参考となるべき事項		廃液は月〇回の頻度で、産廃として処理を委託している

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

(記 入 要 領)

① 工場又は事業場における施設番号

設備に係る有害物質貯蔵指定施設の施設番号（別紙 1 2 に記載した番号）を記入する。

② 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別を記入する。

③ 設置場所

建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を記載すること。
配置図を添付すること。

④ 操業の系統

原材料から出荷まで、有害物質貯蔵指定施設を含めて記入すること。

⑤ 使用時間間隔

有害物質貯蔵指定施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用間隔を記載する。

⑥ 1 日当たりの使用時間

有害物質貯蔵指定施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間を記載する。

⑦ 使用の季節的変動

有害物質貯蔵指定施設の使用において、季節的変動がある場合は記載する。

（例）冬季（1 2 月～2 月）は使用せず、4～5 月多い、等

⑧ 原材料の種類、使用方法及び 1 日当たりの使用量

有害物質使用特定施設の場合のみ記載。

有害物質使用特定施設を含む作業工程において使用する原材料を記載する。

なお、使用原材料の数が多く記載できない場合は、別途一覧表を添付する。

⑨ 貯蔵する有害物質の種類

有害物質貯蔵指定施設の場合のみ記載。

有害物質貯蔵指定施設において貯蔵する有害物質の種類を記載。

⑩ その他参考となるべき事項

汚水又は廃液を回収し委託処理している場合や、循環使用している場合はその旨記載。

また、有害物質の製造、処理を行っている場合には、製造、処理を行っている有害物質の種類を記載。

※別紙 1 4 には、必要に応じて、管理要領、点検要領を添付すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）	(化学工場の例) 業者がタンクローリーで搬入（ベンゼン〇%、1回／1週間、1時間） ↓ 有害物質貯蔵指定施設（床面：コンクリート+エポキシ樹脂被覆、防液堤設置） ↓ 地上配管（ステンレス製） ↓ 有害物質使用特定施設 ↓ 製品 (めっき工場の例) 業者がポリ容器で搬入（シアン溶液、1回／1週間） ↓ 有害物質使用特定施設 ↓ 地上配管（塩化ビニル製） ↓ 有害物質貯蔵指定施設（床面：コンクリート、側溝+溜めます設置） ↓ 産業廃棄物として業者委託処理 ※必要に応じ、搬入及び搬出の系統が分かる図面を添付する。		
	用	途	使
用途別用水量	用	水	用水量(m ³ /日)

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しないこと。

（記入要領）

- ① 用水及び排水の系統
- 配置図等に、搬入及び搬出経路を図示する。
- ② 用途別用水量
- 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しない。

氏 名 等 変 更 届 出 書

① 年 月 日

山梨県知事 ○○○○ 殿

〒○○○-○○○○

② ○○市○○一丁目○番○号

届出者 ○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○

TEL 055-223-△△△△

③

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、

☐ 大気汚染防止法第 11 条（第 17 条の 13 第 2 項、
第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項
において準用する場合を含む。）

☐ 騒音規制法第 10 条

☐ 振動規制法第 10 条

☒ 水質汚濁防止法第 10 条

☐ 湖沼水質保全特別措置法第 17 条第 2 項

☐ 瀬戸内海環境保全特別措置法第 9 条

☐ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第 13 条第 2 項

☐ ダイオキシン類対策特別措置法第 18 条

の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	△△ △△ ④	※ 整 理 番 号	
	変更後	○○ ○○	※ 受 理 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日	令和○年○月○日⑤		※ 施 設 番 号	
変 更 の 理 由	代表者が変更になったため⑥		※ 備 考	

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

⑦特定事業場の名称及び所在地

名称：株式会社○○

所在地：○○市○○一丁目○番○号

(記 入 要 領)

- ① **届出年月日**
届出書を提出する日を記入する。
- ② **届出者**
特定施設設置（使用・変更）届出書の記入要領を参照。
- ③ **届出内容**
該当しないものを線で消し、届出内容を明示する。
水質汚濁防止法欄をチェックする。
- ④ **変更内容**
変更の内容を、変更前・変更後で記載する。
- ⑤ **変更年月日**
変更の事実があった日を記載する。
- ⑥ **変更の理由**
変更の理由について、簡潔に記載する。
- ⑦ **事業場の名称及び所在地**
欄外に、届出をしている特定事業場の名称及び所在地（届出者の住所と異なる場合）を記載すること。

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 使用廃止届出書

山梨県知事 ○○○○ 殿

① 年 月 日

〒○○○-○○○
 ○○市○○一丁目○番○号
 ○○株式会社
 取締役社長 ○○○○
 TEL 055-223-△△△△
 氏名又は名称及び住所並びに
 法人にあつてはその代表者の氏名

② 届出者

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第 10 条の規定により、次のとおり届け出ます。

③ 工場又は事業場の名称	○○(株) ○○工場	※整 理 番 号	
④ 工場又は事業場の所在地	○○市○○ 1-6-1	※受理年月日	年 月 日
⑤ 特 定 施 設 の 種 類	66 電気めっき施設	※施 設 番 号	
⑥ 特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所	別添配置図のとおり	※備 考	
⑦ 使用廃止の年月日	令和○○年○○月○○日		
⑧ 使用廃止の理由	更新 (3 施設) の為、一部廃止		

備考 1 水質汚濁防止法第 5 条第 3 項の規定による届出のあつた施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
 2 ※印の欄は記載しないこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(記 入 要 領)

- ① 届出年月日 届出書を提出する日を記入する。
- ② 届出者 特定施設設置 (使用・変更) 届出書の記入要領を参照。
- ③④ 工場又は事業場の名称、所在地
 特定施設を廃止しようとする事業場名及び所在地を記入する。
- ⑤ 特定施設の種類
 水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる番号及び名称を記入する。
- ⑥ 特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所
 廃止施設を明記した図面を添付すること。
- ⑦ 使用廃止の年月日
 特定施設の使用を廃止した年月日を記入する。
- ⑧ 使用廃止の理由
 特定施設の更新、事業場の廃止等の理由を記入する。
 なお、特定施設の一部廃止か、全面廃止かの別を記載する。
 一部廃止の場合、特定施設の一覧表を添付し、廃止した特定施設を明示する。
 特定施設の一部を廃止したことにより、排水量、排水系統等が変更となれば、特定施設の構造等変更届出も必要になる。

承 継 届 出 書

① 年 月 日

山梨県知事 ○○○○ 殿

② 届出者 〒○○○-○○○○
○○市○○一丁目○番○号
○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○
TEL 055-223-△△△△

- ③
- ☐ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設設置）
- ☒特定施設
- ☐指定施設
- ☐水道水源特定施設

に係る届出者の地位を継承したので、

- ☐大気汚染防止法第 12 条第 3 項（第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。）
- ☐騒音規制法第 11 条第 3 項
- ☐振動規制法第 11 条第 3 項
- ☒水質汚濁防止法第 11 条第 3 項
- ☐湖沼水質保全特別措置法第 18 条第 2 項
- ☐瀬戸内海環境保全特別措置法第 10 条第 3 項
- ☐特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第 14 条第 2 項
- ☐ダイオキシン類対策特別措置法第 19 条第 3 項

の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○(株) ○○工場 ④	※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地 指定施設	○○市○○1-6-1 ⑤	※ 受 理 年 月 日	年 月 日
施設 特定施設 指定施設 水道水源特定施設 の種類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 ⑥	※ 施 設 番 号	
施設 特定施設 指定施設 水道水源特定施設 の設置場所	別添配置図のとおり ⑦	※ 備 考	
承 継 の 年 月 日	令和○年○月○日 ⑧		
被承継者	氏名又は名称	株△△工場 ⑨	
	住 所	○○市△△1234 ⑩	
承 継 の 原 因	合併の為 ⑪		

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(記 入 要 領)

- ① 届出年月日 届出書を提出する日を記入する。
- ② 届出者
特定施設等を譲り受け、前届出者の地位を承継した者が届出者となる。
その他については、特定施設設置（使用・変更）届出書の記入要領を参照。
- ③ 届出内容 特定施設の承継の場合には特定施設欄をチェックし、有害物質貯蔵指定施設の承継の場合には指定施設欄をチェックする。根拠法令は、水質汚濁防止法欄をチェックする。
- ④⑤ 工場又は事業場の名称
被承継工場又は事業場の名称を記入する。
- ⑤ 工場又は事業場等の所在地
特定施設の承継の場合には工場又は事業場に○を付け、有害物質貯蔵指定施設の承継の場合は指定施設に○を付ける。（以下⑥⑦も同じ）
被承継工場又は事業場の所在地（特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している被承継工場又は事業場の所在地）を記入する。
- ⑥ 特定施設等の種類 水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる番号及び名称を記入する。
- ⑦ 特定施設等の設置場所 施設の設置場所が分かる図面等を添付する。
- ⑧ 承継年月日 特定施設等を譲り受けた年月日を記入する。
- ⑨⑩ 被承継者 特定施設等を譲り渡した人の氏名、名称及び住所を記入する。
- ⑪ 承継の原因 譲渡、相続、合併等、承継の理由を記入する。

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人に
届出者 あつてはその代表者の氏名

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類		※施 設 番 号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 ☐ 無 ☐	※審 査 結 果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備 考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類		※備 考	
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	☐ 有害物質使用特定施設 ☐ 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙 1

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設号番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号		
特定施設号番号及び名称		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

特定施設の使用の方法

工場又は事業所における施設番号					
特定施設番号及び名称					
設 置 場 所					
操 業 の 系 統					
使 用 時 間 間 隔					
1 日 当 た り の 使 用 時 間					
使 用 の 季 節 的 変 動					
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量					
汚水等の汚染状態	種 類 ・ 項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
汚 水 等 の 量 (m^3 /日)		通 常	最 大	通 常	最 大
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業所における施設番号													
処理施設の設置場所													
設置年月日		年		月		日		年		月		日	
工事着手予定年月日		年		月		日		年		月		日	
工事完成予定年月日		年		月		日		年		月		日	
使用開始予定年月日		年		月		日		年		月		日	
種類及び型式													
構造													
主要寸法													
能力													
処理の方式													
処理の系統													
集水及び導水の方法													
使用時間間隔													
1日当たりの使用時間													
使用の季節変動													
消耗資材1日当たりの用途別使用量													
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大					
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後				
	量 (m ³ /日)												
残さの種類、1ヶ月間の種類別生成量及び処理方法													
排出水の排出方法													
その他参考となるべき事項													

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号					
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考事項					

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

用水及び排水の系統

用水及び排水の系統			
用途別 用水使用量	用途	使用水	用水使用量（m ³ ／日）

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人に
届出者 あつてはその代表者の氏名

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類		※施 設 番 号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 ☐ 無 ☐	※審 査 結 果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備 考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	☐ 有害物質使用特定施設 ☐ 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
床 面 及 び 周 囲		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
設 置 場 所		
操 業 の 系 統		
使 用 時 間 間 隔		
1 日当たりの使用時間		
使用の季節的変動		
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)		
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)		
その他参考となるべき事項		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）			
用途別用水量	用	途	使用水
			用水量(m ³ /日)

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しないこと。

共通様式 1

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、

- ☐ 大気汚染防止法第 11 条（第 17 条の 13 第 2 項、
第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項
において準用する場合を含む。）
- ☐ 騒音規制法第 10 条
- ☐ 振動規制法第 10 条
- ☐ 水質汚濁防止法第 10 条
- ☐ 湖沼水質保全特別措置法第 17 条第 2 項
- ☐ 瀬戸内海環境保全特別措置法第 9 条
- ☐ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第 13 条第 2 項
- ☐ ダイオキシン類対策特別措置法第 18 条

の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※ 整 理 番 号	
	変更後		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日		年 月 日	※ 施 設 番 号	
変 更 の 理 由			※ 備 考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第6（第7条関係）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書

年 月 日

山梨県知事

殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類		※施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所		※備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

承 継 届 出 書

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

☐ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、
一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、
水 銀 排 出 施 設 設 置）
☐特定施設
☐指定施設
☐水道水源特定施設

に係る届出者の地位を継承したので、

☐大気汚染防止法第 12 条第 3 項（第 17 条の 13 第 2 項、
第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項
において準用する場合を含む。）
☐騒音規制法第 11 条第 3 項
☐振動規制法第 11 条第 3 項
☐水質汚濁防止法第 11 条第 3 項
☐湖沼水質保全特別措置法第 18 条第 2 項
☐瀬戸内海環境保全特別措置法第 10 条第 3 項
☐特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第 14 条第 2 項
☐ダイオキシン類対策特別措置法第 19 条第 3 項

の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号	
{工場又は事業場} の所在地 指定施設		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
{施設 特定施設 指定施設 水道水源特定施設} の種類		※ 施 設 番 号	
{施設 特定施設 指定施設 水道水源特定施設} の設置場所		※ 備 考	
承 継 の 年 月 日		年 月 日	
被承継者	氏名又は名称		
	住 所		
承 継 の 原 因			

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

水 質 汚 濁 防 止 法

に基づく届出（申請）の手引き

山梨県生活環境の保全に関する条例

発行日	初 版	平成 1 4 年 1 月
	改訂版	平成 1 5 年 8 月
	改訂版	平成 1 7 年 1 0 月
	改訂版	平成 1 8 年 3 月
	改訂版	平成 1 9 年 7 月
	改訂版	平成 2 2 年 1 0 月
	改訂版	平成 2 4 年 5 月
	改訂版	平成 2 8 年 3 月
	改訂版	平成 2 8 年 1 0 月
	改訂版	平成 3 0 年 8 月
	改訂版	令和 元年 7 月
	改訂版	令和 4 年 3 月
	改訂版	令和 4 年 7 月
	改訂版	令和 5 年 3 月
	改訂版	令和 6 年 1 2 月
	改訂版	令和 7 年 4 月
	改訂版	令和 7 年 7 月

発行者 山梨県森林環境部大気水質保全課大気水質担当
甲府市丸の内 1－6－1
電話 0 5 5－2 2 3－1 5 1 1